

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 ０１２０－６４－５００５（フリーダイヤル）

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、円貨建て外国仕組み債券であるフィンランド地方金融公社2017年1月17日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建債券（岩谷産業株式会社）（以下「本債券」といいます。）のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。下記の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出しや当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、早期償還判定日の対象銘柄の後場終値が早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく、対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る可能性があります。
- 本債券は、対象銘柄の株価水準や金利水準の変化、本債券の発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがあります。
- 本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、自らの投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみご自身の責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

- ・ お取引に際しては、購入対価のみをお支払いいただきます。

本債券のお取引は、金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあります

(早期償還リスク)

・ 本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還されることがあります。本債券が満期償還日より前に償還された場合、当該償還の日までの利息を受け取ることができますが、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

(元本リスク)

・ 期中に早期償還の適用を受けず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があります。また、満期償還額は額面金額を上回ることではないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。さらに、本債券所有期間中に、対象銘柄の配当を得ることはできません。

(価格変動リスク)

・ 本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準および対象銘柄の株価の水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象銘柄の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象銘柄の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象銘柄の株価の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券

価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象銘柄の株価、円金利水準、対象銘柄の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、投資元本を割り込み、損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

(信用リスク)

- ・本債券の発行者であるフィンランド地方金融公社の業務、財産の状況又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元利金の支払停止や遅延などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。

(中途売却リスク)

- ・本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動します。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

平成 28 年 1 月 1 日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される円貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有

価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 3 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 25 年 3 月 31 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （1）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （2）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

2014 年 12 月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付

フィンランド地方金融公社 2017年1月17日満期

早期償還条項付 他社株転換条項付

デジタルクーポン円建債券

(岩谷産業株式会社)

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2017年1月17日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券（岩谷産業株式会社）（以下「本債券」といいます。）の2015年7月17日以降の利払日における利息の支払および2017年1月17日を除く各利払日における早期償還の有無は、岩谷産業株式会社の株価水準により決定され、また、本債券の満期償還は岩谷産業株式会社の株価水準によっては、対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって行われることがありますので、本債券は岩谷産業株式会社の株価動向により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」および「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法」をご参照ください。

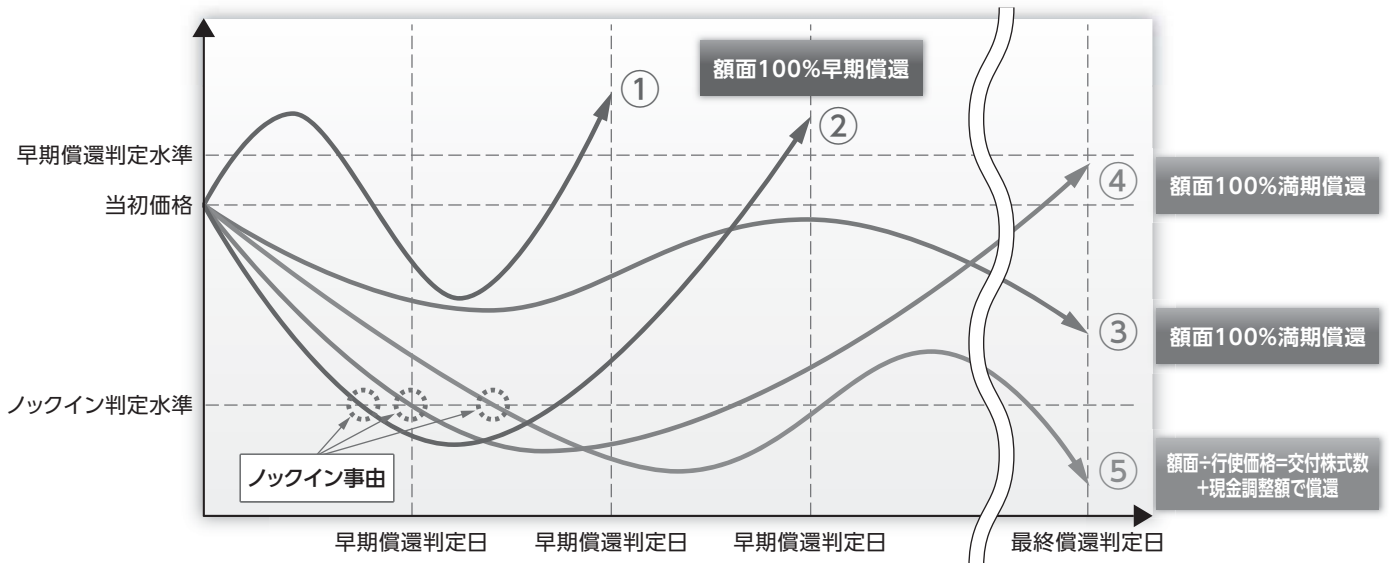
なお岩谷産業株式会社につきましては、本書「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ロックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ロックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がロックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ロックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

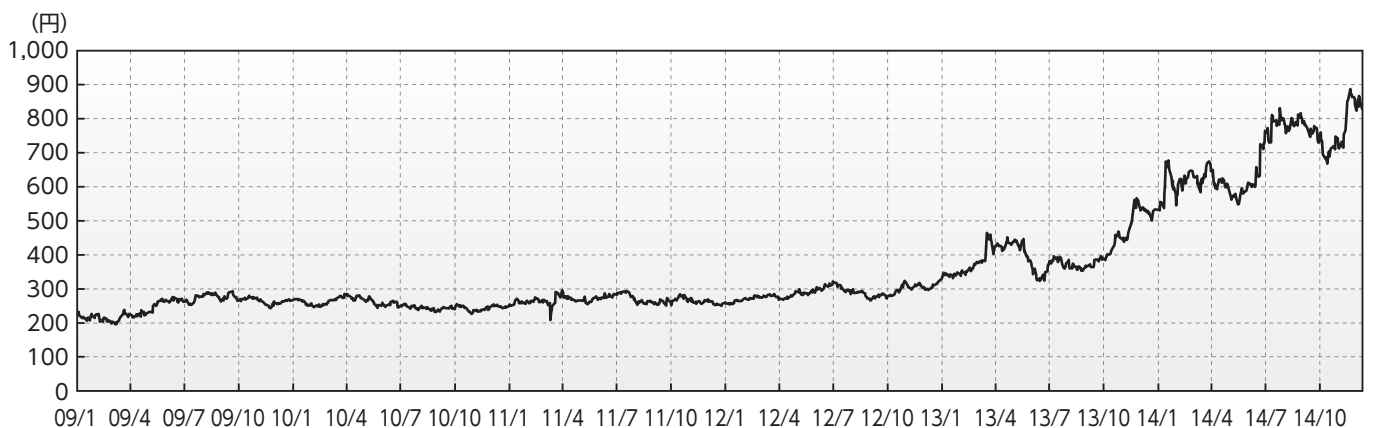
期中に一度でも、対象株式終値がロックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 当初価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ロックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がロックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 < 当初価格」の場合、「額面金額 $\div$ 行使価格」で計算される交付株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「3 償還の方法」をご確認ください。

<岩谷産業(8088 JT) 参考株価動向>



出所:Bloomberg、2009年1月5日から2014年12月15日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標（岩谷産業株式会社（銘柄コード：8088 JT））の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」という）のシミュレーションです（将来における実際の損失額を示すものではありません。）。

<想定損失額（過去データ）>

以下の観測期間における岩谷産業の株価の想定最大下落率（期間中の最高値（終値）と最安値（終値）の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。）は、以下の通りです。

観測期間	期間	岩谷産業株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2013/12/2～2014/11/28	1年	887	501	-43.52%
2012/12/3～2014/11/28	2年	887	297	-66.52%
2011/12/1～2014/11/28	3年	887	250	-71.82%

本債券の満期償還時における岩谷産業の株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に71.82%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して71.82%相当になります。上記想定最大下落率を超えて最終価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。岩谷産業の株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。

<満期償還時の想定損失額>

- ・下記シミュレーションは、ノックイン事由が発生した場合の、対象株式のパフォーマンスと償還時における損益の関係を示したものです。
- ・本債券は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ、最終償還判定日の対象株式終値がその当初価格未満であった場合には、対象株式の交付および現金調整額（もしあれば）の支払により償還されます。なお、ノックイン事由が発生した場合であっても、最終償還判定日の対象株式終値が当初価格以上となった場合は額面金額での償還となります。

対象株式の当初価格からの下落率	実質償還金額（円）	想定損失額（円）
0%	1,000,000	0
-10%	900,000	-100,000
-20%	800,000	-200,000
-30%	700,000	-300,000
-40%	600,000	-400,000
-50%	500,000	-500,000
-60%	400,000	-600,000
-70%	300,000	-700,000
-80%	200,000	-800,000
-90%	100,000	-900,000
-100%	0	-1,000,000

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として岩谷産業の株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■過去における岩谷産業株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における岩谷産業の株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に71.82%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して71.82%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は岩谷産業の株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る（額面に対して10%相当以上）可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における対象株式株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において対象株式株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

【表紙】	
【発行登録追補書類番号】	26－外債1－101
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月19日
【発行者の名称】	フィンランド地方金融公社 (Municipality Finance Plc)
【代表者の役職氏名】	Terhi Vainikkala Legal Counsel (法律顧問)
	Matti Kanerva Senior Legal Counsel (上級法律顧問)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田 中 収
【住所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 田 中 収
【住所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1180
【今回の売出金額】	300,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年1月14日
効力発生日	平成26年1月22日
有効期限	平成28年1月21日
発行登録番号	26－外債1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
26－外債1－1	平成26年2月14日	1,510,000,000円		該当事項なし
26－外債1－2	平成26年2月14日	334,000,000円		該当事項なし
26－外債1－3	平成26年2月14日	986,000,000円		該当事項なし
26－外債1－4	平成26年2月14日	1,191,000,000円		該当事項なし
26－外債1－5	平成26年2月14日	1,545,000,000円		該当事項なし
26－外債1－6	平成26年3月13日	1,804,000,000円		該当事項なし
26－外債1－7	平成26年3月13日	1,355,000,000円		該当事項なし
26－外債1－8	平成26年3月13日	672,000,000円		該当事項なし
26－外債1－9	平成26年3月13日	2,059,000,000円		該当事項なし
26－外債1－10	平成26年3月28日	2,000,000,000円		該当事項なし
26－外債1－11	平成26年3月28日	750,000,000円		該当事項なし
26－外債1－12	平成26年3月28日	1,548,000,000円		該当事項なし
26－外債1－13	平成26年3月31日	1,612,100,000円		該当事項なし
26－外債1－14	平成26年4月4日	1,000,000,000円		該当事項なし
26－外債1－15	平成26年4月11日	613,000,000円		該当事項なし
26－外債1－16	平成26年4月15日	1,198,000,000円		該当事項なし
26－外債1－17	平成26年4月15日	702,000,000円		該当事項なし
26－外債1－18	平成26年4月15日	1,236,000,000円		該当事項なし
26－外債1－19	平成26年4月15日	2,428,000,000円		該当事項なし
26－外債1－20	平成26年4月18日	565,160,444円		該当事項なし
26－外債1－21	平成26年5月16日	1,540,000,000円		該当事項なし
26－外債1－22	平成26年5月16日	577,000,000円		該当事項なし

26－外債1－23	平成26年5月16日	458, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－24	平成26年5月16日	906, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－25	平成26年5月16日	1, 303, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－26	平成26年6月2日	6, 770, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－27	平成26年6月10日	1, 330, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－28	平成26年7月3日	340, 500, 000円	該当事項なし
26－外債1－29	平成26年7月3日	3, 715, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－30	平成26年7月3日	320, 446, 357円	該当事項なし
26－外債1－31	平成26年7月4日	500, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－32	平成26年7月7日	3, 060, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－33	平成26年7月11日	1, 343, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－34	平成26年7月11日	1, 500, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－35	平成26年7月11日	1, 463, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－36	平成26年7月11日	400, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－37	平成26年7月11日	820, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－38	平成26年7月17日	740, 080, 000円	該当事項なし
26－外債1－39	平成26年7月18日	1, 500, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－40	平成26年7月18日	430, 782, 467円	該当事項なし
26－外債1－41	平成26年7月28日	640, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－42	平成26年7月28日	1, 115, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－43	平成26年7月28日	593, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－44	平成26年7月28日	968, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－45	平成26年7月28日	334, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－46	平成26年7月28日	695, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－47	平成26年8月13日	300, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－48	平成26年9月1日	402, 750, 000円	該当事項なし
26－外債1－49	平成26年9月4日	1, 440, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－50	平成26年9月9日	4, 027, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－51	平成26年9月17日	11, 802, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－52	平成26年10月3日	500, 000, 000円	該当事項なし

26－外債1－53	平成26年10月7日	295, 500, 000円	該当事項なし
26－外債1－54	平成26年10月10日	573, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－55	平成26年10月10日	1, 065, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－56	平成26年10月10日	1, 150, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－57	平成26年10月10日	3, 221, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－58	平成26年10月10日	1, 747, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－59	平成26年10月14日	1, 000, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－60	平成26年10月17日	1, 100, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－61	平成26年10月20日	300, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－62	平成26年10月22日	308, 040, 000円	該当事項なし
26－外債1－63	平成26年10月28日	679, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－64	平成26年10月28日	918, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－65	平成26年10月28日	380, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－66	平成26年10月28日	1, 627, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－67	平成26年10月28日	1, 260, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－68	平成26年10月28日	350, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－69	平成26年10月30日	1, 560, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－70	平成26年10月31日	1, 000, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－71	平成26年10月31日	500, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－72	平成26年10月31日	1, 254, 690, 000円	該当事項なし
26－外債1－73	平成26年10月31日	3, 780, 700, 000円	該当事項なし
26－外債1－74	平成26年11月4日	882, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－75	平成26年11月4日	501, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－76	平成26年11月4日	661, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－77	平成26年11月7日	1, 500, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－78	平成26年11月7日	6, 518, 157, 000円	該当事項なし
26－外債1－79	平成26年11月11日	950, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－80	平成26年11月14日	560, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－81	平成26年11月14日	1, 340, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－82	平成26年11月14日	1, 500, 000, 000円	該当事項なし

26－外債1－83	平成26年11月14日	1, 000, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－84	平成26年11月21日	500, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－85	平成26年11月25日	6, 500, 000ブラジルレアル (295, 880, 000円) (注1)	該当事項なし
26－外債1－86	平成26年11月28日	400, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－87	平成26年11月28日	125, 000, 000, 000 インドネシアルピア (1, 362, 500, 000円) (注2)	該当事項なし
26－外債1－88	平成26年11月28日	105, 000, 000インドルピー (217, 350, 000円) (注3)	該当事項なし
26－外債1－89	平成26年11月28日	77, 000, 000インドルピー (159, 390, 000円) (注3)	該当事項なし
26－外債1－90	平成26年11月28日	204, 300, 000, 000 インドネシアルピア (2, 226, 870, 000円) (注4)	該当事項なし
26－外債1－91	平成26年12月1日	700, 000, 000インドルピー (1, 449, 000, 000円) (注5)	該当事項なし
26－外債1－92	平成26年12月1日	370, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－93	平成26年12月1日	2, 150, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－94	平成26年12月3日	1, 100, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－95	平成26年12月4日	160, 000, 000インドルピー (332, 800, 000円) (注6)	該当事項なし
26－外債1－96	平成26年12月19日	345, 000, 000インドルピー (690, 000, 000円) (注7)	該当事項なし
26－外債1－97	平成26年12月19日	500, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－98	平成26年12月19日	1, 000, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－99	平成26年12月19日	1, 000, 000, 000円	該当事項なし
26－外債1－100	平成26年12月19日	8, 850, 000ブラジルレアル (380, 550, 000円) (注8)	該当事項なし
実績合計額		130, 557, 246, 268円	減額総額 0円

(注1) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年12月24日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、2014年11月19日現在のPTAXレート終値としてブラジル中央銀行により発表された円／ブラジルレアルの換算レートの仲値の逆数により、1ブラジルレアル＝45.52円（小数点以下第三位を切捨て）の換算レートで換算している。

(注2) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年12月24日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2014年11月27日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場である100インドネシアルピア＝1.09円の換算レートで換算している。

(注3) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年12月22日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2014年11月26日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場である1インドルピー＝2.07円の換算レートで換算している。

(注4) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年12月22日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2014年11月27日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場である100インドネシアルピア＝1.09円の換算レートで換算している。

(注5) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年12月22日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2014年11月27日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場である1インドルピー＝2.07円の換算レートで換算している。

(注6) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2014年12月24日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2014年12月2日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場である1インドルピー＝2.08円の換算レートで換算している。

(注7) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2015年1月9日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2014年12月17日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売相場である1インドルピー＝2.00円の換算レートで換算している。

(注8) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2015年1月30日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された円貨換算額は、2014年12月17日現在のPTAXレート終値としてブラジル中央銀行により発表された円／ブラジルレアルの換算レートの仲値の逆数により、1ブラジルレアル＝43.00円（小数点以下第三位を切捨て）の換算レートで換算している。

【残額】
(発行予定額－実績合計額－減額総額) 369,442,753,732円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」	フィンランド地方金融公社 (Municipality Finance Plc)
「保証者」または「地方政府保証機構」	フィンランド地方政府保証機構 (The Municipal Guarantee Board)

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第 1 募集債券に関する基本事項	1
第 2 売出債券に関する基本事項	1
1 売 出 要 項	1
2 利 息 支 払 の 方 法	6
3 償 還 の 方 法	7
4 元 利 金 支 払 場 所	17
5 担保又は保証に関する事項	18
6 債券の管理会社の職務	18
7 債権者集会に関する事項	19
8 課 税 上 の 取 扱 い	19
9 準拠法及び管轄裁判所	21
10 公 告 の 方 法	22
11 そ の 他	22
第 3 資金調達の目的及び手取金の使途	24
第 4 法 律 意 見	24
第二部 参 照 情 報	25
第 1 参 照 書 類	25
第 2 参照書類の補完情報	25
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	25
第三部 保証会社等の情報	26
第 1 保証会社情報	26
第 2 保証会社以外の会社の情報	26
発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する 同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	28
発行者の概況の要約	30

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2017年1月17日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券 (岩谷産業株式会社) (以下「本債券」という。)(注1)
【記名・無記名の別】	無記名式
【券面総額】	300,000,000円(注2)
【各債券の金額】	100万円(注3)
【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の100.00% 売出価格の総額 300,000,000円(注2)
【利率】	(i) 2015年1月14日(当日を含む。)から2015年4月17日(当日を含まない。)まで、額面金額に対して年8.50% (ii) 2015年4月17日(当日を含む。)から満期償還日または(場合により)早期償還が行われる日(いずれも当日を含まない。)までの期間については、下記のとおり決定される。 (イ) 利率決定日の対象株式終値が利率決定価格以上である場合、 年8.50% (ロ) 利率決定日の対象株式終値が利率決定価格未満である場合、 年0.10% (注4)(注5)
【償還期限】	2017年1月17日(注3)
【売出期間】	2014年12月19日から2015年1月13日まで
【受渡期日】	2015年1月14日
【申込取扱場所】	売出人の本店および日本国内の各支店(注7)

(注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム(Programme for the Issuance of Debt Instruments)(以下「債券発行プログラム」という。)に基づき、2015年1月13日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券はいかなる金融商品取引所にも上場されない。

- (注2) ユーロ市場で発行される本債券の券面総額は、300,000,000円である。
- (注3) 本債券の償還は、「ノックイン事由」が発生していない場合または「ノックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「行使価格」と等しいかもしくはそれを上回っている場合には額面金額の支払によってなされ、「ノックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「行使価格」を下回った場合には「対象株式」および／または「現金調整額」（もしあれば）の受渡しによってなされる。本注記3に使用されている用語は下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義されている。
- 本債券の償還が額面金額の支払によってなされるかまたは対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の受渡しによってなされるかは、対象株式の相場（かかる相場には上下動がある。）の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本債券の償還の方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに堪え得る場合に限り、本債券への投資を行うべきである。なお、リスクの詳細については、下記「リスクおよびご留意事項」を参照のこと。また、対象株式の発行会社については下記「第三部 保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。
- (注4) 満期償還日、利率決定日、対象株式終値および利率決定価格は、それぞれ下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義されている。
- (注5) 本債券の付利は、2015年1月14日（当日含む。）から開始する。発行日である2015年1月13日には、利息は発生しない。
- (注6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。
- なお、発行者は、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からAaaの長期発行体格付を、また、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス（以下「S&P」という。）からAA+の長期発行体格付を、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行者により発行される個別の債券に適用されるものではない。
- ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。
- ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注7) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。
- (注8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法上登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- 本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその属領において、または合衆国人に対し、本債券の勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、アメリカ合衆国1986年内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

リスクおよびご留意事項

本債券への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。各投資家は、以下に記載される主要なリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、必要に応じて本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に投資判断を行うべきである。

ただし、以下の記載は本債券に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

1. リスクについて

(1) 元本毀損リスク

各本債券の満期償還は、交付株式数（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）の対象株式の交付等により行われる場合がある。かかる場合、本債券について満期償還日に受領される財産的価値は、対象株式の株価により直接影響を受けることから、対象株式の株価水準によっては、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

したがって、対象株式の株価が下落すると、本債券の償還金額が元本を下回る可能性が高くなると予想される。

(2) 受渡リスク

各本債券の満期償還は、交付株式数の対象株式の交付等により行われる場合があるが、発行者および受渡代理人（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）は、本債券の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在確保していない。このため、対象株式の流動性が低い場合には、株式市場から償還に必要な株式が迅速に調達できずに、本債券の償還に支障が生じることもあり得る。また、受渡混乱事由（下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。）の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

(3) 償還期限に関するリスク

下記「3 償還の方法 (1) 対象株式の株価の水準による早期償還」に記載される事由が発生した場合、本債券の利息は、直後の利払日(下記「2 利息支払の方法」に定義される。)以後発生しない。このため早期償還により、本債券の所持人(以下「本債権者」という。)は当初期待した利回りを得られない可能性がある。

(4) 利率変動リスク

本債券の利率は、2015年4月17日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2015年7月17日以降の各利払日については、株価終値の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率決定日の株価終値が利率決定価格未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

(5) 再投資リスク

早期償還された場合、その償還金額や利息を再投資しても、早期償還されない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りが得られない可能性がある。

(6) 流動性リスク

本債券の流通市場は確立されていない。発行者、売出人およびそれらの関係会社は、現在、本債券を流通市場に流通させることは意図しておらず、本債券を買取る義務も負わない。このため、本債権者は、本債券を償還前に売却できない場合がありうる。

また、たとえ本債券を売却できたとしても、こうした流動性の低さは本債券の中途売却価格を低下させる要因になりうるため、その売却価格が投資金額を著しく下回る可能性がある。

(7) 信用リスク

発行者および／または保証者の財務状況の悪化などにより、本債券の利息もしくは償還金額の支払または交付株式数の対象株式の交付等がその支払期日より遅延する可能性、または支払もしくは株式の交付が行われない可能性がある。また、発行者、保証者または対象株式発行会社の財務・経営状況の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期償還日前における本債券の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

一般的に、発行者の債券発行プログラムおよび発行者への信用格付は、発行者の債務支払能力を示すものとされるが、当該格付はすべての潜在的リスクを反映していない可能性がある。また、かかる格付は、格付機関により、いつでも変更、または取下げられる可能性がある。

(8) 価格変動リスク

本債券の時価および売却価格は、以下に掲げる様々な影響を受ける。かかる影響の度合いは、対象株式の株価と本債券の満期償還日までの期間により、変動する。また、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本債券の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本債券の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本債券の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

③ 金利

本債券は円建であるため、円金利の変動は、本債券の価値に影響を与える。一般的に、本債券の価値は、円金利が下落すると上昇し、円金利が上昇すると下落すると予想される。

④ 予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される指数等の変動の幅と頻度の基準を表わす。対象株式の株価、金利などの予想変動率の変動が本債券の価値に悪影響を与えることがある。

⑤ 信用力および信用格付

本債券の価値は、発行者、保証者または対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。このため、発行者の債券発行プログラム、発行者、保証者または対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。また当該格付に変更がなされなくても、発行者および／または保証者の経営・財務状況の悪化やその予想が、本債券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

⑥ 早期償還判定日

早期償還判定日(下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)の前後で本債券の価格が変動する可能性が高い。また、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があると予想される。

2. ご留意事項

(1) 対象株式発行会社の開示

本債券の発行者、売出人およびそれらの関係会社は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社の開示情報に虚偽記載等があった場合、対象株式の株価が下落し、その結果本債券の財産的価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

(2) 本債券と対象株式発行会社の関係

本債権者は、対象株式の株主が得られる利益と同等の利益を、本債券の投資により得られることを期待してはならない。したがって、本債権者は、対象株式の株価上昇による利益を直接享受することではなく、満期償還が対象株式の交付によってなされる場合であっても、交付前に発生した対象株式の配当金を受取る権利はない。

対象株式発行会社に、潜在的調整事由や合併事由(それぞれ下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)などが生じた場合、本債券の早期償還の有無および満期償還の方法の決定基準となる値が調整されることがあり、また対象株式が代替することがある。

本債券の行使価格を決めるための当初価格(下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)はまだ決定していない。決定した当初価格によっては、また、前述の調整が行われた結果または対象株式の単元株数(下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)が変更になった場合などには、額面金額を行使価格で除して求められる株式数が単元株数に満たず、現金調整額のみで償還される場合がありうることに留意すべきである。

(3) 本債券に影響を与える市場活動

計算代理人(下記「3 償還の方法 (2) 満期における償還」に定義される。)、発行者、売出人およびそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定で取引するディーラーとして、また顧客勘定で、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、株式現物、先物およびオプション市場での取引を行うことができる。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、マーケットに影響を与える可能性があり、その影響を通じて、本債券の発行条件、適用利率、早期償還の有無、満期償還の方法および本債券の時価および売却価格に影響し、結果的に本債権者に不利な影響を及ぼす可能性がある。

(4) 税金

本債券についての日本の課税上の取扱いについては、変更されることがある。下記「8 課税上の取扱い (2) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、詳細に関しては、会計士や税理士等の専門家に確認することがのぞましい。

2【利息支払の方法】

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い計算代理人により決定される利率（年率）で、利息起算日である2015年1月14日（当日を含む。）からこれを付し、2015年4月17日をはじめとする毎年1月17日、4月17日、7月17日および10月17日（以下それぞれ「利払日」という。）に、各利息期間（以下に定義される。）について日本円で後払いされる。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (i) 2015年1月14日（当日を含む。）から2015年4月17日（当日を含まない。）までの期間については、年8.50%の利率で利息が付され、2015年4月17日に、額面金額100万円の各本債券につき21,958円が後払いされる。
- (ii) 2015年4月17日（当日を含む。）から満期償還日までの各利息期間については、2015年7月17日を初回とし満期償還日を最終回とする各利払日（以下「変動利払日」という。）に、各変動利払日（当日を含まない。）に終了する利息期間についての利息が後払いされる。各利息期間に適用される利率および各変動利払日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人により以下に従って決定される。
 - (イ) 利率決定日の対象株式終値が利率決定価格以上である場合、当該利息期間に適用される利率は年8.50%となり、利息は額面金額100万円の各本債券につき21,250円となる。
 - (ロ) 利率決定日の対象株式終値が利率決定価格未満である場合、当該利息期間に適用される利率は年0.10%となり、利息は額面金額100万円の各本債券につき250円となる。

利払日が営業日（以下に定義される。）ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される（ただし、延期した利払日が翌暦月となる場合は、直前の営業日とする。）。なお、いかなる場合にも支払われる利息額の調整は行われない。

本書において「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払を決済している日で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system）で、単独共有プラットフォーム（single shared platform）を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「利息期間」とは、利息起算日（当日を含む。）または利払日（当日を含む。）から直後の利払日（当日を除く。）までの期間をいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、(i) 当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債券の所持人によりもしくはかかる所持人のために受領された日、または(ii) 財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下の5日後の日までに期限の到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日（その後に支払の不履行があった

場合を除く。)の、いずれか早い方の日まで、本項に従って(判決の前後とも同様に)継続して利息が発生するものとする。

利息期間以外のすべての期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間(以下「計算期間」という。)の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される(1円未満を四捨五入して計算される。)

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日(当日を含む。)から計算期間の末日(当日を除く。)までを計算する。

3【償還の方法】

(1) 対象株式の株価の水準による早期償還

計算代理人が、早期償還判定日において対象株式終値が早期償還判定水準(下記「(2) 満期における償還」に定義される。)と等しいかそれを上回ると決定した場合、その直後の利払日において、本債券は、そのすべて(一部は不可。)が、額面金額の100%にて、かかる利払日に支払われるべき利息を付して早期償還される。

(2) 満期における償還

(イ) 満期償還

(a) 本債券が早期償還されず、また、買入消却されない限り、本債券は、2017年1月17日(以下「満期償還日」という。)に、計算代理人により以下のとおり決定され、償還される。満期償還日が営業日に該当しない場合、かかる満期償還日は翌営業日(かかる翌営業日が翌月となる場合には、直前の営業日)とする。

(i) ノックイン事由が発生していない場合、額面金額100万円の各本債券につき、100万円

(ii) ノックイン事由が発生し、かつ最終価格が行使価格と等しいかまたはこれを上回る場合、額面金額100万円の各本債券につき、100万円

(iii) ノックイン事由が発生し、かつ最終価格が行使価格を下回る場合、各本債券は交付株式数の対象株式および/または現金調整額(もしあれば)の交付により償還される。ただし、下記規定に服する。

(b) 上記(イ)(a)(iii)に該当する場合、受渡代理人は、発行者に代わり、本債権者に対し、保管振替機構(下記「(ハ) 定義」に定義される。)を通じ、満期償還日(または満期償還日が保管振替機構営業日(下記「(ハ) 定義」に定義される。)に該当しない場合は翌保管振替機構営業日)(以下「交付期日」という。)に、交付株式数の対象株式を交付する。受渡代理人がその単独かつ完全な裁量により、受渡混乱事

由が交付期日に発生していると決定した場合、交付株式数の対象株式の交付は、交付期日直後の受渡混乱事由のない日まで延期される（ただし、交付期日後8保管振替機構営業日間に受渡混乱事由が発生しない日がある場合に限る。）。交付期日後8保管振替機構営業日間のいずれの日にも受渡混乱事由が発生している場合には、(i)発行者または発行者に代わり受渡代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該8保管振替機構営業日目の日に、交付株式数の対象株式を商業的に合理的な他の方法により合理的な期間内の日において交付することができるか否かを決定し、かかる決定を計算代理人に通知し、さらに(ii)(x)交付できると決定した場合、受渡代理人は、受渡代理人が決定した方法および日時にて本債権者に対し交付株式数の対象株式を発行者に代わり交付し、または(y)交付できないと決定した場合、各本債券に関する交付株式数の対象株式の交付および現金調整額（もしあれば）の支払に代えて、発行者は、受渡代理人が計算代理人に上記(i)に基づきかかる決定を通知した日現在の(i)(a)(iii)に基づき交付される交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の公正な市場価額に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額（計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する。）を、日本円で現金により支払うことにより本債券のすべてを償還する。かかる現金償還は合理的期間内の計算代理人により決定された日に行われる。

本(i)(b)に基づく本債券の償還の日が満期償還日後に到来する場合、本債権者は本債券につき利息その他を問わず追加の支払を受けることはできず、それらに関し発行者にいかなる債務も発生しない。

- (c) (i)(a)(iii)または(i)(b)の規定にかかわらず、ただし、下記の規定に従い、計算代理人が最終償還判定日（下記「(ハ) 定義」に定義される。）において、その単独かつ完全な裁量により、いかなる理由においても上記(i)(a)(iii)に従い発行者が交付期日に本債権者に対し交付株式数の対象株式を交付することができないと決定した場合、発行者は、各本債券に関する交付株式数の対象株式の交付および現金調整額（もしあれば）の支払に代えて、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定する、最終償還判定日現在の(i)(a)(iii)に基づき交付されるべき交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の公正な経済価値に等しい額を、日本円で現金により支払うことにより満期償還日に本債券のすべてを償還する。本債券の要項に基づき、関係事項の通知が本債権者に対し事前になされるものとする。

- (d) (i)(a)(iii)に基づき交付株式数の対象株式の交付を受けるために、本債権者は、確認書をユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）（場合による。）に対し交付するものとし、またその写しを受渡代理人に送付する。

確認書は以下に従うものとする。

- (i) 本債権者の氏名および住所を明記すること。
- (ii) かかる確認書の対象となる本債券の数および本債券が借記されるユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。
- (iii) 交付期日に本債券を本債権者の口座に借記するよう、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）に対し取消不能の形で指図、授權すること。
- (iv) (A) 交付株式数の対象株式を譲渡証書の方式により譲渡することを発行者が選択した場合、譲渡証書上に記入される者の氏名および住所、ならびに当該譲渡証書の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること、または
(B) 交付株式数の対象株式の電子的な方法による交付により譲渡することを発行者が選択した場合、当該対象株式の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること。
- (v) 本項に基づく本債券の決済のために現金による調整額を含む現金が入金される、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）の本債権者の口座番号を明記すること。

(vi) 関係する行政手続または法的手続において必要な場合かかる確認書の提出を授權すること。

疑義を避けるために付言すれば、「確認書」は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが随時本債権者に要求するその他の様式による通知も含む。この場合、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、本債権者に対し、必要な通知の様式を通知し、かかる通知に含まれる情報と上記通知における情報との差異の有無についても通知する。

確認書は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）によるその受領以降は撤回することができない。当該通知の交付以後、本債権者は本債券を譲渡することができない。本債権者からの当該通知の受領以後、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）は、本債権者として当該通知に記載されている者がその記録上当該本債券の所持人であることを確認する。

確認書が適切に記入されておらず、かつ交付されない場合は、当該確認書は無効として扱われることがある。本項に基づく当該通知が適切に記入され、交付されたとの判断は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）により行われ、当該決定は最終であり発行者および本債権者を拘束する。

本項の規定に従い、本債権者が確認書に明記した銀行、ブローカーその他の者に対する対象株式の譲渡証書の交付または対象株式の電子的な方法による交付は、本債権者のリスク負担により行われる。

(イ)(a)(iii)に基づく交付株式数の対象株式の交付は、上記記載の確認書が満期償還日の4営業日前の日（またはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクがその都度指定するその他の営業日）以前に交付されている場合に限り、交付期日に、保管振替機構を通じて行われる。本債権者がかかる確認書を当該営業日以前にユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（場合による。）に交付しなかった場合には、譲渡証書または交付株式数の対象株式は、交付期日の後速やかに当該本債権者に交付され、かかる交付は当該本債権者のリスク負担により行われる。疑義を避けるために付言すれば、満期償還日後に当該交付が行われる場合にも、本債権者は、利息その他を問わずいかなる支払も受けることはできない。

(e) 発行者および受渡代理人のいずれも、本債権者または本債権者に代わり行為する銀行、ブローカーその他の者を交付株式数の対象株式の株主名簿上の株主として記載すること、または記載せしめることに対し一切の義務を負わない。

(ロ) 潜在的調整事由、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止および破産の影響

(a) 対象株式発行会社による潜在的調整事由に該当する事項の宣言、公表または決定に基づき、計算代理人は、その単独かつ完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じる場合には、計算代理人は(i)かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその単独かつ完全な裁量により決定するところに従い、当初価格、行使価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準（下記「(ハ) 定義」に定義される。）、利率決定価格および／または交付株式数ならびにその他の関連する数値を調整し、かつ(ii)当該調整の効力発生日を決定する。

(b) 対象株式に関し合併事由または公開買付（下記「(ハ) 定義」に定義される。）が発生した場合には、計算代理人は(i)当該合併事由または（場合により）公開買付の本債券に対する経済的影響を反映するために適切であると計算代理人が判断する、本債券についての償還、決済、支払またはその他の条件の調整（対象株式に関するボラティリティーの変動、予想配当、貸株率または流動性を考慮した調整を含む。）（かかる調整は、対象株式に関するオプションが取引されている取引所において、当該オプション

取引に対して、かかる合併事由または（場合により）公開買付についてなされる調整を参照して決定することができるが、その義務はない。）を行い、かつ(ii)当該調整の効力発生日を決定する。または、上記に基づき、計算代理人が、商業上合理的な結果を導くかかる調整を行うことが不可能であると決定した場合、本債券は、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる合併事由または（場合により）公開買付を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額で償還される。

(c) 最終償還判定日以前の日に、対象株式に関し国有化（下記「(ハ) 定義」に定義される。）、上場廃止（下記「(ハ) 定義」に定義される。）または破産（下記「(ハ) 定義」に定義される。）が発生している場合、3営業日以上20営業日以内の通知を行うことにより、本債券は、計算代理人がその単独の裁量により誠実に決定する、かかる国有化、上場廃止または破産を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から関連する当該ヘッジ契約の解除または変更につき発行者が負担した費用を差し引いた額を支払うことにより償還される。

(d) 計算代理人は、可及的速やかに、本(ロ)に基づき行われるあらゆる決定および／または調整の詳細を発行者、財務代理人および受渡代理人に通知する。当該詳細についての本債権者に対する通知は財務代理人により本債券の要項に従って行われる。

(ハ) 定 義

「受渡混乱事由」とは、

受渡代理人および／または発行者が管理できない事由（本債券をヘッジするために発行者が締結したヘッジ契約の相手方当事者が交付を行わない場合を含むが、それに限らない。）で、その結果、受渡代理人および／または発行者が各本債券に関し、本債権者に対する交付株式数の対象株式の交付を確保できなくさせるものをいう。

「受渡代理人」とは、

ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイをいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。受渡代理人は、発行者と受渡代理人との間で締結された受渡代理契約に基づき、発行者の代理人としてのみ行動し、本債権者の代理人または受託者としての義務もしくは関係を引受けるものではない。

「確定株式数」とは、

対象株式につき、以下の計算式に従い計算代理人によって計算される各本債券に対する株式数をいう。ただし、小数点第9位を四捨五入する。

（額面金額÷行使価格）

「合併事由」とは、

対象株式につき、(i)発行済の対象株式の全部を他の法人もしくは個人へ譲渡することになる、または譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更、その他の変更（対象株式の基準通貨の変更を含む。）、(ii)対象株式発行会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換（対象株式発行会社が存続会社となる新設合併、合併もしくは吸収合

併で、発行済の対象株式のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものを除く。）、(iii)法人または個人が発行済の対象株式の100%を買入れもしくは取得することにより、対象株式の全部もしくは一部（買付人が所有または支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象株式の公開買付、株式公開買付、交換申込、勧誘、提案もしくはその他の事由または(iv)対象株式発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、合併、吸収合併、拘束力のある株式交換で対象株式発行会社が存続会社となり、結果として発行済の対象株式のすべての種類変更、その他の変更をもたらさないものであるが、当該事由の発生前の発行済の対象株式（当該第三者が所有または支配する対象株式を除く。）が包括して当該事由発生後の発行済の対象株式の50%未満を表章することとなるもののいずれかの事由を意味し、いずれの場合も合併日（以下に定義される。）が最終償還判定日以前の場合に限る。

「合併日」とは、

合併事由に関し、対象株式（公開買付の場合には、買付人により所有または支配されている対象株式を除く。）の種類変更その他の変更もしくは対象株式の公開買付により所有する対象株式の譲渡に全所有者が合意した日もしくは取消不能の形で譲渡しなければならなくなった日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の日時が株主総会に承認のために提出された日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日を指す。

「観察期間」とは、

当初価格決定日（以下に定義される。）から最終償還判定日までの期間をいう。

「関連取引所」とは、

対象株式の先物取引および／またはオプション取引が行われている主要な金融商品取引所として計算代理人がその裁量により選択する金融商品取引所をいう。

「計算代理人」とは、

ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エイをいい、その後継者または場合によりその代理人を含むものとする。

「現金調整額」とは、

対象株式につき、以下の計算式に基づき計算代理人によって計算される額面金額に対する日本円の現金額（1円未満を四捨五入）をいう。

$$(\text{確定株式数} - \text{交付株式数}) \times \text{最終価格}$$

「公開買付」とは、

当該法人または個人が転換またはその他の手段により対象株式発行会社の議決権のある発行済株式の10.00%以上、100.00%未満を買入れ、または取得もしくは取得の権利を持つこととなると、計算代理人が政府機関もしくは自主規制機関に提出された書類あるいは計算代理人が関係あるとみなしたその他の情報に基づき判断した、法人または個人による公開買付、株式公開買付、交換申込、勧誘、提案またはその他の事由をいう。

「行使価格」とは、	対象株式につき、当初価格の100.00%に相当する金額をいう（ただし、小数点第3位を四捨五入。）。
「交付株式数」とは、	確定株式数以下で、単元株数の最大整数倍の対象株式の数を意味する。
「国有化」とは、	対象株式につき、対象株式の全部または対象株式発行会社の資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局もしくは政府団体に強制的に譲渡されることを意味する。
「混乱事由発生日」とは、	本取引所（以下に定義される。）もしくは関連取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、または市場混乱事由（以下に定義される。）が生じている予定取引日（以下に定義される。）をいう。
「最終価格」とは、	最終償還判定日の対象株式終値をいう。
「最終償還判定日」とは、	満期償還日の直前の判定日（以下に定義される。）をいう。
「市場混乱事由」とは、	計算代理人が単独かつ完全な裁量により取引混乱事由（以下に定義される。）、取引所混乱事由（以下に定義される。）または早期終了（以下に定義される。）が発生もしくは存在していると決定し、かつ、かかる場合において、計算代理人が当該取引混乱事由、取引所混乱事由および早期終了が重大であると決定した場合の当該取引混乱事由、取引所混乱事由および早期終了の発生または存在をいう。 「取引混乱事由」とは、いずれかの日において本取引所または関連取引所の取引終了直前の1時間の間に（本取引所もしくは関連取引所その他が許容する制限を超える株価変動その他を理由とするか否かを問わず）（i）本取引所における対象株式の取引に関して、または（ii）関連取引所に上場されている対象株式のオプション取引もしくは先物取引について、本取引所、関連取引所等による取引の停止（本取引所が特別気配を公表した場合を含む。）もしくは当該取引に課せられた制限が発生または存在することをいう。 「取引所混乱事由」とは、いずれかの日において本取引所または関連取引所の取引終了（早期終了を除く。）直前の1時間の間に、市場参加者が全般的に（i）本取引所における対象株式の取引を実行し、もしくはその時価を取得する、または（ii）関連取引所において、対象株式に関する先物もしくはオプション契約の取引を実行し、もしくはその時価を取得する機能を失い、もしくは毀損する事由（計算代理人により決定される。）をいう。 「早期終了」とは、取引所営業日（以下に定義される。）において予定終了時刻（以下に定義される。）前に本取引所または関連取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、（i）当該取引所営業日の本取引所または関連取引所

における通常取引セッションの実際の終了時刻と(ii)当該取引所営業日の終了時刻における執行のために本取引所または関連取引所のシステムに入れられる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに本取引所または関連取引所がかかる早期の終了を発表している場合を除く。

「上場廃止」とは、

対象株式が本取引所において（合併事由または公開買付以外の）何らかの理由により上場または取引されないこととなり、または将来的にされなくなり、それと同時に、日本国に所在する取引所もしくは相場表示システムにすぐには再上場または再取引されない旨を本取引所が、本取引所の規則に従い発表することをいう。

「潜在的調整事由」とは、

対象株式につき、以下のいずれかの事由を意味する。

- (i) 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（ただし、結果として合併事由の発生による場合を除く。）。疑義を避けるために付言すれば、株式分割もしくは株式併合、またはボーナス、資本組入れもしくは類似の目的のための対象株式の現存株主に対する無償分配または配当を含む。
- (ii) 対象株式の現存株主に対する(a)かかる対象株式の分配、発行もしくは配当、(b)対象株式の株主に対する支払と等しくもしくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当および／もしくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、(c)会社分割または他の同様の取引により対象株式発行会社が取得もしくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行者の株式もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または(d)その他の有価証券、新株購入権もしくは新株予約権もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- (iii) 計算代理人の決定する特別配当。
- (iv) 対象株式発行会社による全額払込済みでない対象株式の払込請求。
- (v) その原資が利益からまたは資本からによるか、および買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わない、対象株式発行会社またはその子会社による対象株式の買戻し。
- (vi) 敵対的買収に対抗する株主権利プランまたはその他の取決め（一定の事態が発生した場合に優先株式、新株予約権証券、債券または株主権をそれらの市場価格を下回る価格（計算代理人が決定するところによる）で付与する内容のもの）により、何らかの株主権が分配されまたは普通株式もしくは対象株式発行会社の資本を構成する他の株式から何らかの株主権が分離される結果となる事由。ただし、かかる事由の結

	果として効力を生じる調整は、かかる権利が回復された場合再調整される。
	(vii) 上記(i)ないし(vi)以外で、計算代理人の判断において、対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するその他同様の事由。
「早期償還判定水準」とは、	対象株式につき、当初価格の105.00%に相当する金額（をいう（ただし、小数点第3位を四捨五入。））。
「早期償還判定日」とは、	最終償還判定日を除く判定日をいう。
「対象株式」とは、	対象株式発行会社の発行済の普通株式をいい、上記「3 償還の方法（2）満期における償還（ロ）潜在的調整事由、合併事由、公開買付、国有化、上場廃止および破産の影響」記載の調整の条項に服する。
「対象株式終値」とは、	対象株式につき、計算代理人により決定される、当該日の評価時刻（以下に定義される。）における本取引所において表示される公式な終値を意味する。
「対象株式発行会社」とは、	岩谷産業株式会社（株式銘柄コード：8088）（本書において「岩谷産業」ということがある。）をいう。
「単元株数」とは、	対象株式につき、1,000株の単元株数をいう。ただし、単元株数の変更に従う。
「当初価格」とは、	計算代理人がその単独の裁量で決定する、当初価格決定日の対象株式終値をいう。
「当初価格決定日」とは、	2015年1月14日をいう。2015年1月14日が予定取引日ではない、または、混乱事由発生日である場合、当初価格決定日はその直後の混乱事由発生日ではない予定取引日とする。ただし、2015年1月14日の直後の2予定取引日のいずれかの日が混乱事由発生日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が混乱事由発生日である場合、かかる日が混乱事由発生日であることにかかわらず、当該2予定取引日目の日を当初価格決定日とみなし、計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当初価格を決定する。
「取引所営業日」とは、	本取引所または関連取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了するか否かにかかわらず、本取引所および各関連取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。
「ノックイン事由」とは、	計算代理人がその単独かつ完全な裁量により、観察期間中の混乱事由発生日ではない各予定取引日に、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはそれを下回ったと決定した場合に発生したものとみなされる事由をいう。

「ノックイン判定水準」とは、	対象株式につき、当初価格の70.00%に相当する金額をいう（ただし、小数点第3位を四捨五入）。
「破産」とは、	対象株式発行会社の任意もしくは強制的解散、清算、破産、民事再生手続、会社更生手続、特別清算、整理もしくは支払不能または対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、(i)対象株式全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または(ii)対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合を意味する。
「判定日」とは、	各利払日につき、当該利払日の5予定取引日前の日をいう。判定日が混乱事由発生日である場合は、かかる判定日は、その直後の混乱事由発生日でない予定取引日とする。ただし、当初予定されていた判定日の直後の2予定取引日のいずれかの日が混乱事由発生日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日のすべての日が混乱事由発生日である場合、かかる日が混乱事由発生日であることにかかわらず、(i)当該2予定取引日目の日を判定日とみなし、(ii)計算代理人はその単独かつ完全な裁量により適切であるとみなす情報源を参照して当該2予定取引日目の日の対象株式終値を決定する。
「評価時刻」とは、	本取引所の予定終了時刻をいう。本取引所が予定終了時刻より早く終了する場合には、評価時刻は、本取引所が実際に終了する時刻とする。
「保管振替機構」とは、	対象株式の受渡に関し、対象株式の取引につき通常決済する主要な国内の保管振替機構（本書日付現在、株式会社証券保管振替機構（JASDEC））またはその承継者をいう。
「保管振替機構営業日」とは、	保管振替機構が決済指示の受付および執行のために営業している日（または受渡混乱事由の発生がなければそうであった日）をいう。
「本取引所」とは、	東京証券取引所もしくはその承継者または対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所もしくは相場表示システム（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替の取引所または相場表示システムにおいて、当該対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。
「予定終了時刻」とは、	本取引所または関連取引所および予定取引日に関し、当該予定取引日における本取引所または当該関連取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。
「予定取引日」とは、	本取引所および各関連取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。
「利率決定日」とは、	各変動利払日の直前の判定日をいう。

「利率決定価格」とは、

対象株式につき、その当初価格の85.00%（ただし、小数点第3位を四捨五入。）をいう。

拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間の計算代理人契約（以下「計算代理契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその単独の裁量により行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、判定、計算、相場および決定は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義される。）および本債権者を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、本債権者に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、計算代理契約に従ってなされた場合になされたものとみなされる。

対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2010年から2013年までの各年および2014年1月から2014年12月までの各月の対象株式発行会社の東京証券取引所における株価の終値の最高値と最安値を表したものである。下記の表においては、対象株式発行会社の呼値の単位にかかわらず、株価は小数第1位まで示している。ただし、かかる期間において対象株式発行会社について合併などの事由が生じている場合、または対象株式について株式分割が行われている場合などには、効力発生前の株価は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価が本債券の存続期間中に同様に推移することも示唆するものではない。

＜岩谷産業の株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2010年から2013年までの年次毎および2014年1月から2014年12月の月次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）			
2010年	285.0	226.0			
2011年	296.0	209.0			
2012年	323.0	254.0			
2013年	566.0	323.0			
年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2014年1月	677.0	531.0	2014年7月	831.0	711.0
2014年2月	648.0	545.0	2014年8月	812.0	758.0
2014年3月	674.0	584.0	2014年9月	816.0	747.0
2014年4月	673.0	593.0	2014年10月	760.0	668.0
2014年5月	609.0	548.0	2014年11月	887.0	713.0
2014年6月	725.0	588.0	2014年12月	867.0	767.0

出典：ブルームバーグ L P

（注）2014年12月は2014年12月17日まで。2014年12月17日の東京証券取引所における岩谷産業の株価の終値は775.0円であった。

(3) 税制変更による期限前償還

- (i) フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合、
- (ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（取消不能とする。）を行うことにより、以下のいずれかを選択することができる。

- (a) 早期償還額（租税）（以下に定義される。）（当該償還日までの経過利息（もしあれば）が含まれる。）にて未償還債券の全部（一部は不可）を償還すること（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。）。
- (b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、当該時点で未払いのすべての本債券に関するいっさいの支払を期日どおりにかつ適式に行う義務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」（以下に定義される。）に引き受けさせること。

「早期償還額（租税）」とは、早期償還の直前の本債券の公正市場価格として計算代理人によりその単独かつ完全な裁量で決定された円建ての金額（ただし、裏付となる、および／または関係する、ヘッジおよび資金調達取決め（本債券に基づく発行者の義務をヘッジする株式オプションを含むがこれらに限られない。）の清算のための合理的な経費および費用を完全に考慮して調整した金額）である。

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」するとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

(4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

(5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

4【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティグループ・グローバル・マーケッツ・ドイチェランド・アー・ゲー
ジャーマニー・エージェンシー・アンド・トラスト・デパートメント
(Citigroup Global Markets Deutschland AG, Germany Agency and Trust Department)
ドイツ フランクフルト 60323、ロイターヴェク 16
(Reuterweg 16, 60323 Frankfurt, Germany)

本債券に関する支払は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

5【担保又は保証に関する事項】

- (1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

- (2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々々の修正および／または補足および／または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

- (3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（以下に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（以下に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時にまたはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を当該通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。

また、上記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

8【課税上の取扱い】

(1) フィンランド共和国の租税

本債券の元金、償還金額等に関するいっさいの支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

- (i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。
- (ii) 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。
- (iii) かかる源泉徴収または控除が個人に対する支払に課される場合で、かつ欧州連合理事会指令2003/48/ECにより、または当該指令を施行もしくは遵守するためのもしくは当該指令に一致させるために導入されたあらゆる法律により、かかる源泉徴収または控除が必要とされる場合。
- (iv) 本債券または利札をEU加盟国所在の他の支払代理人に対して呈示したならばかかる源泉徴収または控除を回避することが可能であったであろう当該本債券または利札の所持人により、またはかかる所持人のために、支払のための呈示がなされた場合。

「関連日」とは、いっさいの支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

(2) 日本国の租税

以下は本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ債券については、ある特定の条件下においては、当該債券を保有する法人では、その債券を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本債券にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本債券の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の源泉所得税を課される。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以降に日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である債券（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本債券は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。また、内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡益は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となり、譲渡損については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

本債券の償還金額（本債券の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、償還の日における当該株式の終値に交付株式数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを含む。）が取得価額を超える場合の償還差益の所得税法上の取扱いは明確ではないが、日本国の居住者の場合は、当該償還差益は雑所得として取扱われ、総合課税の対象になると考えられる。内国法人の場合（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。）は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

対象株式による償還の場合で、当該株式の時価が本債券の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上は当該償還差損は課税上ないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差益は、20%（所得税と地方税の合計）（2037年12月31日までは20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。また、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差損は、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

なお、本債券の償還が対象株式によってなされる場合、原則として、租税特別措置法（所得税関係）通達37の10-9の3により、償還の日における対象株式の終値が対象株式の取得価額となる。

外国法人の発行する債券から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本債券に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本債券の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連するすべての非契約義務は、イングランド法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所でとることを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達及要求される他の書類につき、WC1R 4JS、ロンドン、ベッドフォード・ロー、20-22（20-22, Bedford Row, London WC1R 4JS）に所在するジョーダンズ・トラスト・カンパニー・リミテッド（Jordans Trust Company Limited）または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されうることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他（2）」に記載されたユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または複数回掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

11【その他】

(1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。

- (i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
- (ii) 発行者または保証者が本債券に基づきまたは本債券に関連して発行者または保証者を拘束するその他の義務、条件または規定の履行または遵守を怠り、かつ当該不履行の治癒を発行者または（場合により）保証者に要求する旨の財務代理人に対する当該時点で未払いの本債権者が書面による通知が最初になされた日から90日間当該不履行が継続している場合。
- (iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。
- (iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
- (v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

(2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

(3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- (ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- (iii) 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、欠缺利札額面額をかかるとの欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払日の5年後の遅い方まで、支払われる。

(5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

第4【法律意見】

発行者の社内上級法律顧問であるマッティ・カネルヴァ（Matti Kanerva）氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され存続している公開有限責任会社である。
- (2) 本書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者による関東財務局長への本書の提出は適法に授権されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 本書（参照書類を含む。）中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）
平成26年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

当該半期（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）
平成26年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国者臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1. 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 対象株式発行会社の名称および住所

岩谷産業株式会社

大阪市中央区本町三丁目6番4号

(2) 理 由

本債券の満期償還は、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (2) 満期における償還」記載の条件に従い、「ノックイン事由」が発生しており、かつ「最終価格」が「行使価格」を下回った場合、発行者による額面金額の支払に代わり、対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付によりなされ、また、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 対象株式の株価の水準による早期償還」記載の条件に従い、早期償還判定日において、対象株式終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回ったと計算代理人が決定した場合、本債券は額面金額で早期償還される。さらに、上記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 2 利息支払の方法」記載の条件に従い、対象株式の株価の動きにより、「変動利払日」における利息額が増減する。したがって、当該会社の企業情報は本債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本債券の発行者、ディーラー、売出人その他の本債券の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、当該会社の情報の正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成26年11月13日現在）：	251,365,028株
上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部
内容：	単元株式数は1,000株である。

2. 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書

事業年度(第71期)(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

平成26年6月30日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間(第72期第2四半期)(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)
平成26年11月13日関東財務局長に提出

ハ. 臨 時 報 告 書

上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する
内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に関東財務局長に提出

ニ. 訂 正 報 告 書

該当なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
岩谷産業株式会社 東京本社	東京都港区西新橋三丁目21番8号
岩谷産業株式会社 中部支社	名古屋市中区丸の内三丁目23番20号
岩谷産業株式会社 エネルギー千葉支店	千葉市中央区登戸一丁目21番8号
岩谷産業株式会社 横浜支店	横浜市港北区新横浜二丁目14番地の27
岩谷産業株式会社 神戸支店	神戸市兵庫区浜崎通2番7号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

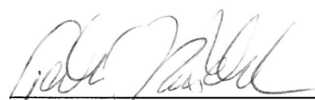
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: 14th January, 2014

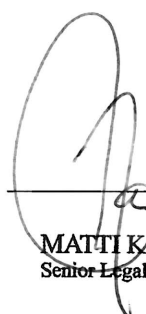
To: Director-General of Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Municipality Finance Plc

Signature of
Representative:



TERHI VAINIKKALA
Legal Counsel



MATTI KANERVA
Senior Legal Counsel

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

(Reference)

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 13th April, 2011 (Settlement Date) Municipality Finance Plc – JPY Nikkei 225 Linked Automatic Early Redemption Notes due 12th April 2016 Guaranteed by THE MUNICIPAL GUARANTEE BOARD	30,000 million yen

(訳文)

参照書類引用資格証明書

関 東 財 務 局 長 殿

平成26年1月14日提出

発行者の名称： フィンランド地方金融公社
(Municipality Finance Plc)

代表者の署名： (署 名) (署 名)
TERHI VAINIKKALA MATTI KANERVA
(法律顧問) (上級法律顧問)

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額は100億円以上であります。

(参考)

債 券 の 名 称	券面総額
2011 年 4 月 13 日(受渡日)の売出し フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2016 年 4 月 12 日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券	300 億円

発行者の概況の要約

(1) 設立

旧フィンランド地方金融公社(以下「旧公社」という。)は、フィンランドの法律に基づく有限責任会社として、1989年にフィンランド地方自治体年金基金(原語名:Kuntien eläkevakutus)(以下「Keva」(旧LGPI)または「地方自治体年金基金」という。)(後記「フィンランド地方自治体年金基金」の項を参照のこと。))により、Kevaの構成員の全面的な賛同を受けて設立された。旧公社は、1989年3月29日付で登録番号432.402でフィンランドの商業登記簿に登録された。旧公社は、1998年3月9日付で公開有限責任会社として登録され、商号がMunicipality Finance Ltd.(原語名:Kuntarahoitus Oy)からMunicipality Finance Plc(原語名:Kuntarahoitus Oyj)に変更された。旧公社の株式資本は、その設立以来、Kevaが全額所有していた。旧公社は1991年初めに貸付業務を開始した。

旧公社の運営は信用機関としてフィンランド信用機関法に従っており、その事業はフィンランド金融監督局の監査および監督を受けるとともに、フィンランド財務省およびフィンランド銀行の監督を受けていた。旧公社の目的は、フィンランドの地方自治体および自治体連合ならびに地方自治体がその債務を直接的に保証するその他の法人のために資金調達を確保することに特に重点を置き、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであった。

合併後(旧フィンランド地方金融公社とフィンランド地方住宅金融公社との2001年5月1日付合併)

フィンランド地方住宅金融公社(Municipal Housing Finance Plc)は、1993年に設立され、地方自治体および地方自治体が支配している法人により100%保有されていた。同公社の事業目的は、旧公社の事業目的と同様、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであり、また特に地方自治体および地方自治体が支配している法人ならびに非営利団体に対して住宅開発のための資金調達を行うことであった。

フィンランド地方金融公社は、2001年5月1日付で、旧公社(1989年設立)とフィンランド地方住宅金融公社(1993年設立)による、フィンランド信用機関法に規定される信用機関であるフィンランド地方金融公社を新会社として設立する新設合併により設立された。2001年4月26日に公社は財務省より信用機関の免許を付与された。

公社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体により所有または支配されるさまざまな組織ならびに政府当局から指定された社会政策上の住宅供給に従事する企業から成るフィンランドの自治体部門に対しサービス提供を行っている。公社は1991年からフィンランドの自治体部門に対し資金提供を行っている。公社の任務は、自治体部門およびフィンランド国家により所有される金融機関として、フィンランドの自治体部門の金融サービスにおいて最も需要が高くかつ積極的なパートナーたることである。公社の目的は、自治体部門および公的住宅供給部門のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率的に業務を行い、収益性を高めること、自給力を高め、主にフィンランド地方政府保証機構法(以下「地方政府保証機構法」という。)(後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。))ならびに関連ある適用法規に遵守したその業務からの資金により自己資本を増加させることである。公社は、顧客関係の重視に積極的に取り組み、顧客のためにソリューションおよびサービスを創出する。

公社のリスク管理アプローチは、リスクの回避および最小化を基礎とする。リスクを最小化し、利益を確保するため、デリバティブはヘッジ目的に限り使用される。定款に従い、公社の株式は、フィンランド地方自治体年金基金、地方自治体、自治体連合、地方自治体の中央機関、地方自治体もしくは自治体連合の完全所有のもしくは支配を受ける法人、またはかかる法人により所有される会社以外には、公社の取締役会の同意なく譲渡することはできない。

2004年に設立された公社の財務アドバイザー・サービス部門は、2007年11月にフィナンシャル・アドバイザー・サービスズ・インスピラ・リミテッド(以下「インスピラ」という。))という社名の子会社として分

社化された。インスピラは、公共部門の運営のための、多様な分野の資金調達における独立した専門的なアドバイザリー・サービスに重点を置いている。その目的は、異なる種類のサービスを提供し投資需要に応えることにより顧客を支援することである。

公社による資金調達は、その債券と同様に、フィンランド地方政府保証機構(以下「地方政府保証機構」という。)により保証されている。地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、フィンランドの自治体部門の共同資金調達を保護し発展させるために、同法(その時々改定を含む。)に従い業務を行っている。その構成員は地方政府保証機構法に従い、地方政府保証機構の負債および義務について連帯責任を負っている。後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。

フィンランド金融監督局に従いなされた計算によれば、公社の自己資本は、2013年12月31日現在、約511.5百万ユーロであった。公社の2013年12月31日現在の総資産は約262億ユーロであり、そのうち貸付ポートフォリオは約178億ユーロを占めていた。

フィンランド地方自治体年金基金 (Keva) (IDL GPI)

Kevaは、自治体公務員、職員およびその家族を対象とする年金に責任を負う法定の年金基金機関である。Kevaは自治体公務員および職員年金法(202/1964)が可決された1964年に設立された。

2014年初頭、Kevaは956の構成員を有していた。それらは、現在、全地方自治体、全自治体連合(共同活動のために組織されている。)および地方自治体が所有する一部の法人から構成されている。フィンランドの地方自治体および自治体連合のすべては、自治体公務員および職員年金法に基づき、Kevaを通じて年金支給を制度化することを義務づけられているため、Kevaの構成員となっている。

Kevaの債務には、フィンランド政府による保証は付されていない。しかしながら、Kevaは財務省およびフィンランド金融監督局の監督に服する。かかる監督により、Kevaは法律の枠組みの中で活動し、決定を下すことが確保されている。Kevaが保証する債務は、フィンランドの銀行および信用機関に関する自己資本比率の計算上、ゼロ・リスク・ウエイトとなっている。

フィンランド地方政府保証機構

地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、公社とともに、フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムにおける主要参加者となっている。同機構の主要な目的は、自治体部門全体の共同信用力に基づいて、自治体部門の共同資金調達を保護しかつ発展させ、また有利な条件での資金調達を確保することである。

地方政府保証機構法では、同機構は公社による資金調達(かかる資金はフィンランドの自治体部門もしくはフィンランドにおいて公的住宅の建設、賃貸、維持管理に従事する政府指定の非営利団体への貸付けに使用される。)を支援するために保証を付与することができる旨定められている。地方政府保証機構法(その後の改定を含む。)において、かかる保証の支援の下で調達された資金につき許容される用途には、条件および特定の要件が設けられている。フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムは、地方政府保証機構法(その後の改定を含む。)の条件に従い構築され、運営されており、必然的にフィンランドにおける内部行政の一環となっている。

地方政府保証機構の経費のほとんどは、保証手数料収入により賄われている。2013年12月31日現在、地方政府保証機構は15.9百万ユーロの総資産を有していた。他の手段では賄えない経費または債務については、フィンランド人口統計法の規定に従い、前年度末の人口比率に応じて構成員たる地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有している。地方政府保証機構は、自らが付与した保証に係る保証料および構成員たる地方自治体の拠出金を、裁判所の決定を得ずに、執行による公租公課の徴収に係る法律に規定される形式による執行命令を利用して回収することができる。

地方政府保証機構および公社による地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）の遵守は、定期的な監視を受けている。地方政府保証機構の評議会により公表された一定の内務規則の運用に関連する地方政府保証機構法の944/2006法による最近の改定は、フィンランド地方政府保証（フィンランドの共同資金調達システム）に関する2004年6月の欧州委員会決定が、EUの政府補助に関する規則がかかる保証には適用されないと結論づけた根拠をさらに強めた。

2013年8月15日現在、フィンランド本土の総人口の100%を占める全304のフィンランド本土の地方自治体が、地方政府保証機構の構成員となっている。オーランド（Åland）地方の地方自治体は、同地方の自治権を理由に、公社の顧客にも地方政府保証機構の構成員にもなっていない。地方自治体は、地方政府保証機構の構成員として、他の手段では賄えない地方政府保証機構の経費または債務について、人口統計法（507/1993）に規定される場所に従い前年度末の人口比に応じて出資する責任を負う。

地方政府保証機構は、必要があれば公社に対し資本注入を行う法人権限を有している。地方政府保証機構の主な資金調達源は、その150百万ユーロの流動性ファシリティおよびエクイティ・ファンドである。

地方政府保証機構により付与される公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券に対する保証は、元利金および遅延損害利息を保証する無条件かつ取消不能の保証である。

地方政府保証機構の運営

地方政府保証機構の運営機関は、評議会および理事会で構成されている。

同機構の日常の運営は、理事会からの指示および命令に従い代表理事により執行されている。

地方政府保証機構の事業運営は、同機構の理事会の提案に基づき財務省により任命された保証機構監査人により監督されている。

フィンランドにおける自治体部門

概要

フィンランドにおける地方政府の行政は、数世紀にわたり発展してきた独立の自治体による全国的なネットワークにより運営されている。現在の地方政府の基礎は、自治体部門を統制する法律が制定された19世紀後半に確立した。

1917年、フィンランド共和国はロシア帝国より独立を遂げ、現在の憲法が制定された。憲法は、中央政府から独立し、堅固な自治独立状態を享受する自治体に基礎をおいた地方政府制度を擁護している。

地方自治法に基づき、地方自治体は地理的領域によって画定され、フィンランドの全土および全人口がいずれかの地方自治体に属するよう国土全体をカバーしている。各地方自治体の権限は自治体議会にあり、その議員は直接無記名投票により比例代表で選出される。

フィンランドおよびその他の北欧諸国における自治体部門は、他のヨーロッパ諸国の場合よりも公共部門に

占める役割の重要性が高い。フィンランドの地方自治体および自治体連合は、同国の労働力の約5分の1にあたる約432,000人を雇用している。

2013年末現在のフィンランドの地方自治体および地方自治体の共同体の有利子債務ポートフォリオの総額は、156億ユーロであった。今後数年、自治体部門の債務は増加すると公社は考えている。「自治体部門」とは、地方自治体、地方自治体の共同体、地方自治体が所有する株式会社および地方自治体の支配を受けるその他の法人を指し、「地方政府」とは、地方自治体および地方自治体の共同体のみを指す。

政府の住宅政策の目的は、社会的および地域的にバランスがとれ安定した住宅市場を確保すること、ホームレスをなくすこと、および住宅の質を向上することである。

住宅を妥当な費用で入手可能とするために、政府は、十分な公的住宅の建設を確保しなくてはならない。2013年中、国の利息補助により約6,400戸が建設され、約3,700戸が改修された。現在、政府は、住宅需要の高い発展地域に特に焦点を当て、建設増加の解決策を模索している。ローンおよび利子に対する補助金は、ヘルシンキ首都圏、主要な発展地域および住宅需要が高いその他の地域に振り向けられる。

地方自治体の役割

地方自治法およびその他の法令に基づき、地方自治体には広範な権限および責任が付与されている。地方自治体は長い間、教育および医療の提供に主たる責任を負ってきた。近年、中央政府は社会福祉に関する地方自治体の責任を拡大させており、国からの交付金および補助金で地方政府の合計支出のおよそ18%を賄っている。

自治体部門は、公共輸送、通信、電力、水道および下水処理の重要な供給者でもある。これらの機能の多くは、地方自治体が所有または支配する法人および企業を通じて、また病院および教育機関のような自治体連合を通じて果たされている。

公益事業およびサービス提供に加えて、地方自治体は重要な規制機能を有している。地方自治体は建設許可権を独占的に有しており、かかる許可権は、地方自治体に都市計画および土地利用計画の効果的な管理をもたらしている。また、地方自治体は、多数の公共建物および公共サービス機関の直接の所有者である。

行政庁の建物とは別に、地方自治体は、芸術・文化、スポーツ施設、学校、病院、診療所、老人ホームおよびデイケア・センターのための施設を所有している。地方自治体は、工業および商業施設を所有しており、民間部門に賃貸している。また地方自治体が所有する不動産会社は賃貸用公的住宅の大半を所有している。

(2) 資本構成

(i) 資本構成および債務

以下の表は、2013年12月31日現在のグループの資本構成(未監査)である。

	(単位：千ユーロ)
短期負債	3,894,068
長期負債	
(劣後債券37,965千ユーロの発行を含む)	19,962,743
デリバティブ契約	1,818,359
株主持分合計	
(制限資本および非制限資本、発行済全額払込済株式資本42,583千ユーロ、 準備金ー277千ユーロ、資本投資1,009千ユーロ、 キャピタル・ローン10,000千ユーロ、公正価値準備金22,285千ユーロ、 非制限資本投資準備金40,366千ユーロ、留保利益364,641千ユーロ および非支配持分71千ユーロを含む)(1)	481,232
資本構成合計	26,156,402

注記：

(1) 公社(親会社)の授權株式資本の下限は10,000千ユーロである。2013年12月31日現在、公社の発行済全額払込済株式資本に非制限資本投資準備金を加えた金額は83,751,931ユーロであった。

(ii) 株式資本および主要株主

2013年会計年度末現在、公社の商業登記簿に登録された払込済株式資本は43.0百万ユーロであり、株式数は39,063,798株であった。1株につき年次株主総会における1議決権が付されている。

2013年度末現在、公社は284(2012年12月31日現在：296)の株主を有していた。

2013年12月31日現在、公社の上位10位の主要株主は以下のとおりである。

	株式数	所有率
1. Keva	11,975,550	30.66%
2. フィンランド共和国	6,250,000	16.00%
3. ヘルシンキ(Helsinki)市	4,066,525	10.41%
4. エスポー(Espoo)市	1,547,884	3.96%
5. VAV-Asunnot Oy(ヴァンター(Vantaa)市)(注)	963,048	2.47%
6. タンペレ(Tampere)市	919,027	2.35%
7. オウル(Oulu)市	903,125	2.31%
8. トゥルク(Turku)市	615,681	1.58%
9. クオピオ(Kuopio)市	569,450	1.46%
10. ラハティ(Lahti)市	502,220	1.29%

訳注：ヴァンター(Vantaa)市により所有される法人

(3) 組織

取締役会

取締役会の義務

取締役会は、公社の経営および適正な事業運営に責任を負う。取締役会は、有限責任会社法、定款および監督当局が公布するその他の法令・法規において規定されるその責務を負う。取締役会の主たる責務は、公社の戦略、年間事業計画および予算の承認、公社の財政状況の監視、ならびに公社の経営およびとりわけリスク管理が確実に経営陣により適正に実施されるように監督すること等である。

会計監査人および内部監査は取締役会に対し報告を行い、これにより取締役会は確実に公社の状況に関する独立した情報を受領することができる。取締役会は、公社の価値および業務倫理方針ならびにその他の事業方針を承認する。取締役会は、最高経営責任者および最高経営責任者代理の選定および解職につき責任を負い、また、報酬制度に関する方針を決定する。

取締役会は、各会計年度の内部監査計画を承認し、2013年会計年度中に内部監査により実施されたすべての調査は、公社の経営陣、監査委員会および取締役会に報告された。

取締役会の構成

定款に基づき、取締役会は最低5名、最大8名の取締役から構成される。取締役は年次株主総会において選任され、各取締役の任期は選任後最初の年次株主総会終了時に満了する。

委員会

取締役会は、その業務をできる限り効率的に組織するため、関連事務の準備のための監査委員会および報酬委員会を設置している。必要な場合、取締役会はこれら2つの委員会に加えその他の委員会を設置することもできる。取締役会は、取締役の中から当該委員会の委員長および委員を選定する。委員会は、委員会議事録の取締役会への提出を含め、その活動に関して定期的に取締役会に対し報告を行う。

監査委員会の目的は、財務報告、内部統制およびリスク管理に係る職務について取締役会を補助する準備機関として行為することである。かかる枠組みの中で、監査委員会はまた、会計監査人および内部監査の職務を監督する。監査委員会の手続規則は、公社のコーポレート・ガバナンス方針の一部を構成している。

取締役会の報酬委員会は、公社の報酬制度に関する目標設定、目標達成に関する評価、報酬制度ならびに最高経営責任者および最高経営責任者代理の報酬およびその他の給付の改善に関する取締役会の判断を補助する準備業務に責任を負う。

株主による指名委員会

公社は、年次株主総会により設置された株主による指名委員会を有しており、同委員会は、年次株主総会に対して、取締役の員数、取締役候補者およびその報酬について提案する義務を負う。さらに、株主による指名委員会は、年次株主総会において選任される取締役会の会長および副会長について提案する。

年次株主総会決議に従い、株主による指名委員会は4名から構成される。公社の上位3位の大株主がそれぞれ1名の委員を指名し、フィンランド地方監督局連盟が1名の委員を指名する。

最高経営責任者および経営陣

定款に基づき、公社は取締役会により選定される最高経営責任者および最高経営責任者代理を有する。最高経営責任者の職務は、取締役会が採択した決議事項を実施するために公社の業務を運営し、取締役会が設定した戦略、リスク管理方針および制限に沿って公社の業務を維持することである。経営陣の補佐を受け、最高経営責任者は公社の日常業務の効率性を監視（内部統制、リスク管理および法令遵守の監督を含む。）し、効率的な組織構造を維持し、取締役会に報告を行う責任を負う。

最高経営責任者および最高経営責任者代理は、取締役会により選定される。最高経営責任者は、経営陣の他のメンバーを選定する。

年次株主総会

公社の年次株主総会は、毎年4月末までに、取締役会が決定した日に開催される。

(4) 業務の概況

2013年度の概要

フィンランド地方金融公社グループの営業利益は141.3百万ユーロ（2012年度：138.6百万ユーロ）であった。前年比の増加率は2%であった。

利息純収益は前年度に比べ5%増加し、合計149.5百万ユーロ（2012年度：142.4百万ユーロ）に上った。

総資産は26,156百万ユーロ（2012年度：25,560百万ユーロ）であった。

グループのリスク負担能力は非常に高い水準を維持し、当年度末現在の自己資本比率は39.88%（2012年度：33.87%）であり、基本的項目自己資本比率は35.42%（2012年度：26.22%）であった。

2013年度の資金調達合計額は10,695百万ユーロ（2012年度：6,590百万ユーロ）に上った。資金調達総額は23,108百万ユーロ（2012年度：22,036百万ユーロ）に増加した。

貸付けは17,801百万ユーロ（2012年度：15,700百万ユーロ）に増加した。新規貸付金は合計で前年度に比べ9%増加し、3,537百万ユーロ（2012年度：3,254百万ユーロ）に上った。

当年度末現在、リース・ポートフォリオは81百万ユーロ（2012年度：64百万ユーロ）であった。

2013年度末現在、投資は合計5,671百万ユーロ（2012年度：6,224百万ユーロ）であった。

フィンランド地方金融公社の子会社インスピラの収益は1.7百万ユーロ（2012年度：1.8百万ユーロ）であった。2013年度末現在の営業利益は、合計0.0百万ユーロ（2012年度：0.2百万ユーロ）であった。

事業運営の動向

グループの構成

フィンランド地方金融公社グループは、フィンランド地方金融公社およびフィナンシャル・アドバイザー・サービス・インスピラ・リミテッドにより構成される。

公社の使命は、資本市場から競争価格で資金調達を行うことにより、地方自治体、自治体連合および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）により指定された非営利企業に対して市場からの調達資金を提供することである。

インスピラは、公共部門に対して、財務アドバイザー・サービスを提供する。そのサービスには、公共部門による投資のためのさまざまな資金調達方法の分析およびそのアレンジメントが含まれる。インスピラはま

た、多様な公共部門における所有権に係るアレンジメントのためのサービスを、アレンジメントの計画および価値評価の実施ならびに契約交渉の支援を通じて提供している。インスピラは、公共部門が業務をより効率化し、またより経済的な投資を行う手助けを行っている。

利息純収益および営業利益

2013年度中、グループの事業は引き続き良好であった。当期営業利益は141.3百万ユーロ（2012年度：138.6百万ユーロ）となった。グループの利息純収益は149.5百万ユーロ（2012年度：142.4百万ユーロ）に上った。

公社の営業利益は141.3百万ユーロ（2012年度：138.5百万ユーロ）であった。事業取引の増加、新規貸付金の利ざやの変動、優れた資金調達、公社の自社債券の買戻しおよび適正な貸借対照表の管理により、営業利益は前年度に比べ向上した。2013年度中の自社債券の買戻しによる収入は、合計10.4百万ユーロ（2012年度：9.7百万ユーロ）であり、利息純収益の項目において認識されている。業績には、評価額に基づき計上される14.4百万ユーロの未実現の公正価値の変動（2012年度：15.8百万ユーロ）が含まれる。

公社の子会社であるインスピラの2013年度の営業利益は、0.0百万ユーロ（2012年度：0.2百万ユーロ）であった。

費用

当年度末現在、グループの手数料費用は合計4.1百万ユーロ（2012年度：3.2百万ユーロ）に上った。2013年度の営業費用は8%増加し、20.9百万ユーロ（2012年度：19.4百万ユーロ）に上った。費用の増加は、主に事業取引の変動および公社の事業環境の変化に伴う従業員の増加ならびに現在進行中のITシステム開発プロジェクトに起因していた。

管理費用は合計14.8百万ユーロ（2012年度：13.5百万ユーロ）であり、そのうち人件費が10.4百万ユーロ（2012年度：9.2百万ユーロ）を占めていた。有形資産および無形資産の減価償却費は1.2百万ユーロ（2012年度：1.1百万ユーロ）に上った。その他の営業費用は4.9百万ユーロ（2012年度：4.9百万ユーロ）であった。業績には、0.1百万ユーロ（2012年度：2.0百万ユーロ）のその他の金融資産に係る減損損失の戻入れも含まれている。

貸借対照表

2013年度末現在の連結総資産は、前年度末現在の25,560百万ユーロに対し、26,156百万ユーロであった。当年度中、資産の増加は緩やかであった。事業取引の増加にもかかわらず、金融項目に係る会計評価が、資産増加の正味の影響を減じた。

自己資本比率

グループは、自己資本比率の計算に関しバーゼルⅡのパラメーターを適用している。信用リスクに関する所要自己資本は第1の柱および標準的手法を用いて計算され、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本は基本的手法を用いて計算される。グループは、トレーディング勘定も株式またはコモディティのいずれのポジションも有していないため、市場リスクに係る自己資本比率の計算において通貨リスクのみが考慮される。公社は、すべての外貨建て調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約を利用して通貨リスクをヘッジしているため、公社の通貨ポジションは極めて小さく、よって通貨リスクのために資本を積立てる必要はない。ス

タンダード&プアーズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびフィッチ・レーティングスにより付与された信用格付が、自己資本比率の計算に使用されるリスク加重を決定するために使用されている。上記各社は、フィンランド金融監督局により自己資本比率の計算について承認を受けた信用格付機関である。信用リスクに関する自己資本比率の計算において、公社は地方自治体により付与された保証およびフィンランド共和国により付与された不足補填保証等の信用リスクを差し引く手法を使用している。デリバティブについては、ネットティング契約、担保契約（ISDA / Credit Support Annex）および地方政府保証機構により付与される保証が、デリバティブの相手方のカウンターパーティー・リスクに関する所要自己資本を減じるために使用される。

当年度末現在、グループの自己資本は、合計511.5百万ユーロ（2012年度：428.9百万ユーロ）であった。2013年度末現在、グループの基本的項目自己資本は、合計454.2百万ユーロ（2012年度：331.9百万ユーロ）であった。取締役会は、年次株主総会決議に基づき各年度に支払われる配当金の金額を検討し、公社の財務状態および適用規則に基づき、公社の株主構造を考慮して配当金に係る提案を行うため、基本的項目自己資本から支払配当準備金の積立ては行われなかった。当年度末現在、グループの補完的項目自己資本は、合計57.3百万ユーロ（2012年度：96.9百万ユーロ）であった。

当年度中、グループの自己資本比率は順調に増加した。信用機関法に基づく8%の最低自己資本比率に相当する最低所要自己資本は102.6百万ユーロ（2012年度：101.3百万ユーロ）であった。信用リスクに関する所要自己資本は、87.0百万ユーロ（2012年度：91.0百万ユーロ）と、グループの自己資本における最大金額を占めており、最重要項目は信用機関および投資会社に対する債権である。

資金調達

公社の資金調達は、主要な資本市場への多角的展開ならびに信頼性、迅速性および柔軟性に基づいている。資金調達の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行により実施される。公社は、下記の債券プログラムを有している。

ユーロ・ミディアム・ターム・ノート（EMTN）プログラム	25,000百万ユーロ
国内債券プログラム	800百万ユーロ
ユーロ・コマーシャル・ペーパー・プログラム	4,000百万ユーロ
豪ドル債（カンガルー債）プログラム	2,000百万豪ドル

公社の資金調達は、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズから公社と同一の信用格付を取得しているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。フィンランド地方政府保証機構は、債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。そのため、公社により発行された債券は、フィンランドおよびその他複数のヨーロッパ諸国における金融機関の自己資本比率の計算上、ゼロ・リスクとして分類される。

2013年度における資金調達は大変良好であった。債券の期限前償還により、当年度初頭においてリファイナンスの需要が大幅に増加した。2013年度中、10,695百万ユーロ（2012年度：6,590百万ユーロ）が長期資金調達により調達された。2013年度中、国内債券プログラムに基づき発行された地方債は無かった（2012年度：8百万ユーロ）。2013年度中、公社は14種類（2012年度：16種類）の通貨により債券を発行した。2013年度中、合計9,245百万ユーロ（2012年度：4,239百万ユーロ）の短期債券がユーロ・コマーシャル・ペーパー・プログラムに基づき発行され、当年度末現在の当該プログラムに基づく資金調達合計額は1,592百万ユーロ（2012年

度：1,377百万ユーロ）であった。当年度末現在の資金調達総額は、23,108百万ユーロ（2012年度：22,036百万ユーロ）であった。かかる総額のうち15%（2012年度：16%）がユーロ建てであり、85%（2012年度：84%）が外貨建てであった。

公社は、国際債券市場における積極的な参加者であり、その資金調達のうち、極めて高い割合を国際資本市場からの調達が占めている。アジア市場、とりわけ日本は、引き続き公社の資金調達において重要な役割を果たしている。ヨーロッパおよび世界のその他の地域においても、公社の債券に大きな関心が示されていた。それでもなお公社は、2013年度中、その資金調達先の地理的多様化を大幅に進めた。

2013年度中、公社は、合計240件（2012年度：156件）の資金調達取引を締結した。

顧客向け貸付

公社の顧客は、地方自治体、自治体連合、地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）が指定する非営利企業から構成されている。長年にわたり、公社はその顧客への融資者としての重要性を高め、明らかにその顧客セグメントにおける最大の単独事業者となっている。

長期貸付

2013年度中、地方自治体および自治体連合における借入需要は前年度に比べ増加した。住宅融資に係る貸付額は、国の補助付きローンの借換えの減少により、2012年度末時点の予想をわずかに下回った。しかしながら、利息補助付き住宅建設に対する借入需要は前年度から変化はなかった。

2013年度中、公社が受領した入札要請総数は2012年度に比べ13%増加した。受領した入札要請総額は、5,090百万ユーロ（2012年度：4,515百万ユーロ）に上り、そのうち公社は、3,442百万ユーロ（2012年度：3,284百万ユーロ）を落札した。1,969百万ユーロ（2012年度：1,822百万ユーロ）相当が地方自治体および自治体連合部門において落札され、345百万ユーロ（2012年度：373百万ユーロ）相当が地方自治体関連企業のカテゴリにおいて、また1,128百万ユーロ（2012年度：1,089百万ユーロ）相当が住宅供給企業に対する入札において落札された。公社の2013年度末現在の長期貸付ポートフォリオは17,801百万ユーロ（2012年度：15,700百万ユーロ）に上った。これは前年度に対し13%の増加を示している。新規貸付金は、2012年度に比べ9%増加し3,537百万ユーロ（2012年度：3,254百万ユーロ）に上った。公社はその顧客基盤における貸付けについて高いシェアを維持している。

貸付けに加え、公社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体関連企業に対し、それらの金利リスク管理に対する需要に対応したデリバティブ契約も提供している。2013年度において、デリバティブ商品に対する需要は高かった。金利が低水準にとどまったため、顧客は将来の市場金利上昇に対するヘッジを強化した。

リース事業

公社は地方自治体、自治体連合および地方自治体が所有または支配する企業に対し、ファイナンス・リースのサービスを提供している。リース・サービスは、2010年度に開始された。

公社のリース事業の目的は、透明性を高めリース市場における選択肢の幅を広げることである。当年度末現在、リース・ポートフォリオは81百万ユーロ（2012年度：64百万ユーロ）であった。

短期貸付

地方自治体および自治体連合は、短期資金調達需要を賄うために、地方自治体の短期債券を発行している。地方自治体および自治体連合の支配を受ける企業は、地方自治体関連企業の短期債券を発行している。

低金利が続いたため、顧客は積極的に短期資金調達を利用し続けた。当年度末現在、公社と締結された地方自治体の短期債券プログラムおよび地方自治体関連企業の短期債券プログラムの総額は、3,265百万ユーロ

(2012年度：3,054百万ユーロ)であった。当年度末現在、公社の貸借対照表には、地方自治体の短期債券および地方自治体関連企業の短期債券704百万ユーロ(2012年度：753百万ユーロ)が含まれており、顧客は、通年で、短期プログラムに基づき8,993百万ユーロ(2012年度：9,109百万ユーロ)の資金を調達した。

投資業務

公社の投資業務は、主として事前積立金の投資によるものである。資金は、いかなる市況下でもその事業を確保できるよう、流動性および信用格付の高い金融商品に投資されている。公社の流動性方針に基づき、その流動性は、事後最低6ヶ月間事業を中断なく継続するための需要を満たすのに十分でなければならない。公社は、デリバティブに係る担保契約に基づき受領した現金担保を、短期金融市場の投資商品に投資している。

2013年度末現在、証券投資は合計5,292百万ユーロ(2012年度：5,895百万ユーロ)に上り、その平均信用格付はAA(2012年度：AA)であった。2013年度末現在、証券ポートフォリオの平均償還期間は3.54年(2012年度：2.97年)であった。

リスク管理

公社の事業には、公社のリスク・ポジションを取締役会により承認された制限の範囲内に確実にとどめるために、十分なリスク管理構造が必要である。公社は、非常に保守的な原則をリスク管理に適用している。その目的は、全体的なリスク状況を公社の優れた信用格付を低下させないような低いレベルに保つことである。

リスク管理において使用される公社の一般的な原則、制限および測定方法は、取締役会により決定される。リスク管理の目的は、貸付け、資金調達、投資およびその他の事業運営に関連するリスクが、公社の低リスク・プロファイルに沿うことを確実にすることである。

投資部門は、カウンターパーティ・リミットの範囲内での投資に関して責任を負っている。財務部門は、市場リスクおよび財務リスクに関して、貸借対照表におけるリスク管理について責任を負っている。公社のミドル・オフィスおよび法務・コンプライアンス部門は、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する監視および報告業務の管理について責任を負っている。リスク状況および制限使用は、定期的に経営陣および取締役会に報告される。

公社は、さまざまなリスク分野に関する定期的なリスク分析を実施している。かかる分析の目的は、事業環境の変化によりもたらされる新たな課題およびリスクを認識し、分析結果に基づきリスクおよびその管理の優先順位をつけることである。

2013年度中、公社のリスク状況に重大な変更はなかった。リスクは設定された制限内にとどまっており、公社の査定によれば、リスク管理は設定された要件を満たしている。公社のリスク状況は、月次報告の一部として取締役会に定期的に報告され、また、リスク管理の責任者は、6ヶ月毎に取締役会に対し、さまざまなリスク分野に関連した公社のリスク状況に関するより広範な総括を報告する。

戦略リスク

戦略リスクは、財政的に収益性のある事業について公社がその戦略の選択を誤る可能性、または公社が選択した戦略を事業環境の変化に適応させられない可能性を指す。グループの戦略リスク管理は、顧客ニーズ、市場動向予測ならびに競争および事業環境における変化の継続的な監視および分析によって行われている。リスクおよびその重要性は毎年、事業計画の策定時に評価されている。グループの現在の戦略は2018年度まで継続される。

信用リスク

信用リスクとは、カウンターパーティーの公社に対する債務が不履行となるリスクを指す。公社は、直接、地方自治体および自治体連合に対してのみ、別途の担保なくして貸付けまたはファイナンス・リースを行うことができる。その他に対する貸付けについては、地方自治体もしくは自治体連合による全額保証または不足補填保証、または国による不足補填保証による保証が付されていなければならない。貸付けに地方自治体または国による不足補填保証が付される場合は、主担保金が必要とされる。主担保金の金額は、かかる貸付金額の1.2倍に相当する金額でなければならない。信用リスクを低減する目的でかかる保証が必要とされているため、供与された貸付けはすべて、自己資本の計算においてゼロ・リスクとして分類される。公社は、リース・サービスの対象物件の残存価値リスクを負担しない。公社は、その事業において不良資産を保有したことも、顧客への融資において信用損失を被ったこともない。

公社は、事前積立金投資ポートフォリオおよびデリバティブ商品に係る信用リスクにもさらされている。カウンターパーティーを選別する際に、公社は、外部信用格付に基づき取締役会により承認された原則および制限に従い信用リスクを評価する。債券の額面価値およびデリバティブの市場価値(公正価値法に基づく。)が、信用リスクを監視するために利用されている。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格の好ましくない変動または市場価格の不安定性により、公社に損失が生じるリスクを指す。市場リスクには、金利、為替レート、株価およびその他の価格に関するリスクが含まれる。

公社は、事業運営から生じる金利リスクをデリバティブ契約の利用により管理している。公社は、すべての外貨建調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約により、為替リスクをヘッジしている。デリバティブ契約は他の価格リスクのヘッジにも用いられる。デリバティブはヘッジ目的のためにのみ利用することができる。

公社は、以下の市場リスクに一定の制限を設定している。

- 通貨ポジション
- 金利リスク
 - デュレーション
 - バリュース・アット・リスク
 - 経済価値
 - 収益リスク
- 事前積立金投資の価格リスク

通貨ポジション

通貨ポジションは、異なる通貨建ての資産と負債の差額としてユーロ建てで算出される。

デュレーション

デュレーションとは、経年的な金利リスクを示したものであり、実勢金利水準による満期までの平均残存期間を表している。

バリュース・アット・リスク

バリュース・アット・リスクの数値は、10日の期間内に99%の確率で生じうる、貸借対照表上の市場価値の最

大のマイナスの変動をユーロ貨で表している。当社が使用するバリュー・アット・リスク・モデルは、貸借対照表上の市場リスク、即ち実質的には金利感応度を測定するが、これは当社がその他すべての市場リスクをヘッジしているためである。当該モデルは貸借対照表上の信用リスクは測定しない。

経済価値

経済価値は、貸借対照表の現在価値の金利感応度を示す。これは、異なるイールド・カーブの変動局面において、金利の影響を受けやすいキャッシュ・フローの現在価値の変動の計算により測定される。基本想定は、イールド・カーブからの200ベース・ポイントの増減である。

収益リスク

収益リスクとは、公社の利息純収益に対する金利変動の悪影響を指す。基本想定は、イールド・カーブからの100ベース・ポイントの乖離である。かかる影響は、公社の利益率および自己資本に則して評価される。

価格リスク

価格リスクとは、投資リスクの変動または市場のリスク感応度に起因する市場における期待収益率の変動による、事前積立金投資の市場価値の変動の可能性を指す。期待収益率の変動は、99%の信頼水準で計算される。

これらのリスクパラメーターに加え、経営陣は公社の金利感応度に関する分析および貸借対照表上の市場価値の変動計算に関する月次報告書を受領する。

流動性リスク

流動性リスクとは、公社が資金調達契約またはその他の資金調達活動の決済から生じる支払義務を、期日に履行することができなくなるリスクを指す。公社の取締役会は、流動性リスクについて、以下の制限を設定している。

- リファイナンス・ギャップ
- 最短期間として測定される流動資産の十分性

市場流動性リスク

市場流動性リスクとは、市場が厚みを失っているか、または市場が混乱により機能していないために、公社が市場価格でそのポジションを実現もしくはカバーできないようなリスクを指す。

公社は、市場および商品の流動性を継続的に観察している。そのほか、デリバティブ契約を締結する際には、確立された市場基準を遵守している。公正価値で評価されるほとんどすべての債券の市場価値は、市場から入手した相場価格に基づき算出される。残りの債券については、その市場価値は、他の市場情報を利用し算出される。

公社は、フィンランド銀行の金融政策のカウンターパーティーとして承認されている。公社は、フィンランド銀行に対し貸付債権を担保差入している。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、不完全なまたは破綻した内部手続、人事、システムまたは外部要因に起因する損失リスクを指す。オペレーショナル・リスクにはまた、内部および外部規則の不遵守から生じるリスク（コンプライアンス・リスク）、法的リスクおよびレピュテーション・リスクが含まれる。オペレーショナ

ル・リスクは、費用、支払賠償、レピュテーションの低下、ポジション、リスクおよび業績に関する虚偽情報、または事業の中断につながる可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、公社の業務および手続きの一部として認識される。これは、各部門および全社的レベルにおけるオペレーショナル・リスクの年次分析により実施されている。オペレーショナル・リスクの管理は、公社の各管理部門および各業務部門の責任である。また、公社のリスク管理担当部門は、他の管理部門および業務部門の支援を行い、全社的レベルでオペレーショナル・リスクの管理を調整する責任を有する。

公社は、オペレーショナル・リスクを管理するためさまざまな手法を使用している。公社は定期的に更新される内部業務ガイドラインを有しており、その遵守を監視している。主要な職務および手順は図表化および文書化されている。内部指示および手続きは、定期的に更新される。取引、リスク管理、バックオフィス機能、ドキュメンテーションおよび会計の職務は分離されている。公社は、主要な機能の継続を確保する十分な代替システムを有している。従業員の専門知識は、定期的な向上のための協議および訓練計画を通じて維持、改善されている。公社は十分な保険による補償を維持しており、保険による補償の水準を定期的に評価している。公社は、事業運営が中断された状況に対するコンティンジェンシー・プランを有している。当該計画は、様々な混乱をもたらす展開の下で、公社の機能継続を確実にし、損失を制限するよう策定されている。オペレーショナル・リスクの年次分析およびオペレーショナル・リスク事由に係る報告手続きが、公社の事業継続計画に取り込まれている。

公社のコンプライアンス機能は、公社の事業に関連する監督当局が発令する法律および規則の改正を継続的に監視し、すべての規制上の変更に適切に対応することを確実にしている。信用機関の事業に係る法律および規則が重大な変更直面しており、公社のコンプライアンスに課題が生じている。公社は、監督当局との積極的な連絡および公社の内部コンプライアンス機能の組織（報告、影響の評価を含む。）により、これに関するリスクを最小化するよう努めている。

公社では、現行の事業効率の改善を目的とする重要な情報システム・プロジェクトが進められている。当該プロジェクトの規模はオペレーショナル・リスクをもたらすものであるため、公社はプロジェクトの管理および監視に関するモデル（定期報告を含む。）を構築および実施することにより、かかるリスクを最小化しようと努めている。

公社は、オペレーショナル・リスクの現実化を体系化されたオペレーショナル・リスク事由報告システムによって監視しており、その報告は必要に応じ、業務方針を変更するため、またはオペレーショナル・リスクを低減するために他の手段を実施するために利用される。オペレーショナル・リスク事由は、経営陣および取締役会に対して報告される。2013年度にはオペレーショナル・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。

地方政府保証機構の保証状に基づく債務履行能力に影響を及ぼす可能性のあるリスク

地方政府保証機構が保証資金を適時に調達できない可能性

地方政府保証機構の経費は、ほとんどが保証手数料収入により賄われる。2013年12月31日現在、地方政府保証機構は15.9百万ユーロの総資産を有していた。さらに、2014年5月6日現在、地方政府保証機構はその流動性を確保するため、150百万ユーロ相当の独立した第三者からの流動性バックアップ・ファシリティを有している。結果的に、地方政府保証機構により保証される、公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券およびその他の債務の合計額は、地方政府保証機構の資産およびバックアップ・ファシリティを上回っている。しかしながら、他の手段では賄えない経費または債務については、（フィンランド）人口統計法に規定されるところに従い、前年度末の人口比に応じて、同機構の構成員であるフィンランドの地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有している。地方政府保証機構は、裁判所の決定がなくとも、執行による公租

公課の徴収に係る法律に規定される形式による執行命令を利用して、地方政府保証機構が付与した保証に係る保証料および同機構の構成員たる地方自治体の必要な拠出金を回収することができる。しかしながら、地方政府保証機構が、必要な追加資金を構成員たる地方自治体から適時にまたは債務不履行に陥る前に受領できるといふ保証はない。

(5) 経理の状況

財務書類

フィンランド地方金融公社グループ
連結財政状態計算書

(単位：千ユーロ)

	2013年 12月31日現在	2012年 12月31日現在
資産		
現金および現金同等物	354,232	228,188
信用機関に対する貸付金	589,144	106,828
公法人および公共部門企業に対する貸付金	17,882,282	15,764,232
債券	5,985,644	6,637,831
株式および出資持分	10,050	10,035
デリバティブ契約	1,094,150	2,551,683
無形資産	4,740	2,399
有形資産	2,525	2,341
その他の資産	1,977	2,410
未収収益および前払費用	231,656	254,214
資産合計	26,156,402	25,560,160
負債および資本		
負債		
信用機関に対する債務	2,264,386	3,961,730
公法人および公共部門企業に対する債務	929,209	1,049,477
発行債券	20,269,298	18,798,375
デリバティブ契約	1,818,359	937,983
その他の負債	1,395	1,306
未払費用および前受収益	268,590	297,999
劣後債務	48,974	90,355
繰延税金負債	85,967	77,670
負債合計	25,686,178	25,214,895
資本および非支配持分		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
公正価値準備金	22,285	21,927
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	364,641	239,944
親会社株主に帰属する資本合計	470,153	345,097
非支配持分	71	168
資本および非支配持分合計	470,224	345,265
負債および資本合計	26,156,402	25,560,160

フィンランド地方金融公社グループ
連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2013年1月1日 －12月31日	2012年1月1日 －12月31日
利息収入	180,014	275,660
利息費用	-30,524	-133,259
利息純収益	149,490	142,402
手数料収入	1,933	1,730
手数料費用	-4,135	-3,225
証券取引および外国為替取引純収入	5,023	14,340
売却可能金融資産純収入	214	405
ヘッジ会計純収入	9,617	340
その他の営業収入	5	26
管理費用	-14,802	-13,495
有形・無形資産の減価償却費および減損	-1,196	-1,067
その他の営業費用	-4,937	-4,874
その他の金融資産の減損	54	2,020
営業利益	141,266	138,601
所得税	-16,567	-33,991
当期利益	124,699	104,611
うち、		
親会社株主に帰属	124,697	104,510
非支配持分に帰属	1	100

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2013年1月1日 －12月31日	2012年1月1日 －12月31日
当期利益	124,699	104,611
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目		
売却可能金融資産（公正価値準備金）		
うち、		
公正価値の純変動	1,004	47,308
損益計算書への振替純額	-2,356	283
IAS第39号に基づく振替えによる調整	167	272
その他の包括利益構成項目に係る税金	290	-11,726
法人税率の変更	1,254	-
当期包括利益合計	125,057	140,747
包括利益合計		
うち、		
親会社株主に帰属	125,056	140,647
非支配持分に帰属	1	100

フィンランド地方金融公社グループ
連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)	2013年1月1日 －12月31日	2012年1月1日 －12月31日
営業活動からのキャッシュ・フロー	-62,468	-482,695
長期資金調達の純変動	3,381,994	1,478,271
短期資金調達の純変動	234,714	1,127,527
長期貸付金の純変動	-2,271,953	-2,046,141
短期貸付金の純変動	52,280	-219,555
投資の純変動	397,440	-929,650
担保の純変動	-1,970,860	-32,890
支払利息	-28,664	-172,854
受取利息	171,333	309,769
その他の収入	16,716	9,503
営業費用の支払い	-31,525	-10,013
支払税額	-13,943	3,339
投資活動からのキャッシュ・フロー	-3,709	-1,128
有形資産の取得	-748	-390
無形資産の取得	-2,961	-738
財務活動からのキャッシュ・フロー	-40,098	-173
劣後債務の変動	-40,000	-
支払配当金	-98	-173
現金資金の変動	-106,275	-483,996
1月1日現在の現金資金	1,991,448	2,475,444
12月31日現在の現金資金	1,885,173	1,991,448

現金資金には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および現金同等物、信用機関に対する貸付金および満期3ヶ月未満の債券。

(単位：千ユーロ)	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
現金および現金同等物	354,232	228,188
信用機関に対する貸付金	589,144	106,828
満期3ヶ月未満の債券	941,796	1,656,432
現金資金合計	1,885,173	1,991,448

フィンランド地方金融公社グループ
連結資本変動計算書

(単位：千ユーロ)

	親会社株主に帰属する資本合計						非支配持分	資本合計
	株式資本	準備金	公正価値 準備金	非制限資本 投資準備金	留保利益	合計		
2011年12月31日	42,583	277	-14,210	40,366	135,434	204,450	241	204,691
現在の資本								
2011年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-173	-173
当期利益	-	-	-	-	104,510	104,510	100	104,610
その他の包括利益構成項目								
その後の期間に損益計算 書に振替えられる項目								
売却可能金融資産 (公正価値準備金)								
うち、								
公正価値の純変動	-	-	47,308	-	-	47,308	-	47,308
損益計算書への 振替純額	-	-	283	-	-	283	-	283
IAS第39号に基づく 振替えによる調整	-	-	272	-	-	272	-	272
その他の包括利益構成項目 に係る税金	-	-	-11,726	-	-	-11,726	-	-11,726
法人税率の変更	-	-	-	-	-	-	-	-
2012年12月31日	42,583	277	21,927	40,366	239,944	345,097	168	345,265
現在の資本								
2012年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-98	-98
当期利益	-	-	-	-	124,698	124,698	1	124,699
その他の包括利益構成項目								
その後の期間に損益計算 書に振替えられる項目								
売却可能金融資産 (公正価値準備金)								
うち、								
公正価値の純変動	-	-	1,004	-	-	1,004	-	1,004
損益計算書への 振替純額	-	-	-2,356	-	-	-2,356	-	-2,356
IAS第39号に基づく 振替えによる調整	-	-	167	-	-	167	-	167
その他の包括利益構成項目 に係る税金	-	-	290	-	-	290	-	290
法人税率の変更	-	-	1,253	-	-	1,253	-	1,253
2013年12月31日	42,583	277	22,285	40,366	364,642	470,153	71	470,224
現在の資本								

フィンランド地方金融公社

貸借対照表

(単位：千ユーロ)

資産

現金および現金同等物	
現金	
中央銀行に対する要求払債権	
中央銀行リファイナンス適格債券	
信用機関に対する貸付金	
要求払債権	
その他	
公法人および公共部門企業に対する貸付金	
リース資産	
債券	
公共部門企業のもの	
その他	
株式および出資持分	
グループ企業内の株式および出資持分	
デリバティブ契約	
無形資産	
有形資産	
その他の有形資産	
その他の資産	
未収収益および前払費用	
資産合計	

2013年12月31日現在

2012年12月31日現在

354,232	228,188
3	3
354,229	228,185
4,658,293	4,604,967
588,904	106,458
10,481	5,360
578,423	101,098
17,801,239	15,700,124
81,044	64,107
1,327,351	2,032,864
652,008	697,341
675,342	1,335,523
10,050	10,035
100	100
1,094,150	2,551,683
5,338	3,175
1,922	1,527
1,922	1,527
1,796	2,167
231,652	254,212
26,156,069	25,559,607

負債および資本

負債

信用機関および中央銀行に対する債務	
信用機関	
その他	
公法人および公共部門企業に対する債務	
その他の債務	
発行債券	
長期債券	
その他	
デリバティブ契約	
その他の負債	
未払費用および前受収益	
劣後債務	
繰延税金負債	
負債合計	

2,264,386	3,961,730
2,264,386	3,961,730
2,264,386	3,961,730
929,209	1,049,477
929,209	1,049,477
20,269,298	18,798,375
18,677,686	17,434,533
1,591,612	1,363,841
1,818,359	937,983
1,301	1,228
268,446	297,769
48,974	90,355
5,571	7,115
25,605,544	25,144,032

利益処分

任意準備金

401,980	287,980
---------	---------

資本

株式資本	
その他の制限準備金	
準備金	
公正価値準備金	
非制限準備金	
非制限資本投資準備金	
留保利益	
当期利益	
資本合計	

43,008	43,008
22,562	22,203
277	277
22,285	21,927
40,743	40,743
40,743	40,743
21,641	144
20,591	21,497
148,545	127,595

負債および資本合計

26,156,069	25,559,607
-------------------	-------------------

オフバランスシート・コミットメント

顧客のための取消不能約定

981,420	1,247,588
---------	-----------

フィンランド地方金融公社
損益計算書

(単位：千ユーロ)	2013年1月1日 －12月31日	2012年1月1日 －12月31日
利息収入	178,735	274,581
リース事業純収入	1,279	1,080
利息費用	-30,524	-133,259
利息純収益	149,490	142,402
株式投資収入	64	102
グループ企業	64	102
手数料収入	293	0
手数料費用	-4,133	-3,222
証券取引および外国為替取引純収入	5,023	14,340
証券取引純収入	4,928	14,341
外国為替取引純収入	94	0
売却可能金融資産純収入	214	405
ヘッジ会計純収入	9,617	340
その他の営業収入	47	64
管理費用	-13,569	-12,237
人件費	-9,320	-8,107
賃金および給与	-7,511	-6,542
人件費関連費用	-1,809	-1,565
年金費用	-1,438	-1,243
その他の人件費関連費用	-371	-322
その他の管理費用	-4,249	-4,130
有形・無形資産の減価償却費および減損	-1,194	-1,056
その他の営業費用	-4,594	-4,674
その他の金融資産の減損	54	2,020
営業利益	141,312	138,483
利益処分	-114,000	-110,000
所得税	-6,721	-6,986
当期利益	20,591	21,497

フィンランド地方金融公社

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)

	2013年1月1日 －12月31日	2012年1月1日 －12月31日
営業活動からのキャッシュ・フロー	-62,437	-482,723
長期資金調達の純変動	3,381,994	1,478,271
短期資金調達の純変動	234,714	1,127,527
長期貸付金の純変動	-2,271,953	-2,046,141
短期貸付金の純変動	52,280	-219,555
投資の純変動	397,440	-929,650
担保の純変動	-1,970,860	-32,890
支払利息	-28,664	-172,854
受取利息	171,333	309,769
その他の収入	14,963	7,754
営業費用の支払い	-29,749	-8,339
支払税額	-13,935	3,385
投資活動からのキャッシュ・フロー	-3,709	-1,128
有形資産の取得	-724	-390
無形資産の取得	-2,986	-738
財務活動からのキャッシュ・フロー	-40,000	-
劣後債務の変動	-40,000	-
現金資金の変動	-106,146	-483,852
1月1日現在の現金資金	1,991,078	2,474,930
12月31日現在の現金資金	1,884,932	1,991,078

現金資金には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および現金同等物、信用機関に対する貸付金および満期3ヶ月未満の債券。

(単位：千ユーロ)

	2013年12月31日現在	2012年12月31日現在
現金および現金同等物	354,232	228,188
信用機関に対する貸付金	588,904	106,458
満期3ヶ月未満の債券	941,796	1,656,432
現金資金合計	1,884,932	1,991,078

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご確認いただくリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。
本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の低下等により、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および対象銘柄の株価水準の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

中途売却リスク

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性（換金性）が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却を受け付けていないこと。

元本リスク

本債券は、期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の対象銘柄の株価が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が行使価格未満であった場合、満期償還時に現金でなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動すること。

想定損失について

本債券は、対象銘柄の株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上